

第 6 4 回 宍 粟 市 議 会 定 例 会 議 録 ( 第 3 号 )

招 集 年 月 日 平 成 2 7 年 6 月 1 1 日 ( 木 曜 日 )

招 集 の 場 所 宍 粟 市 役 所 議 場

開 議 6 月 1 1 日 午 前 9 時 3 0 分 宣 告 ( 第 3 日 )

議 事 日 程

日 程 第 1 代 表 質 問

本 日 の 会 議 に 付 し た 事 件

日 程 第 1 代 表 質 問

応 招 議 員 ( 1 8 名 )

出 席 議 員 ( 1 7 名 )

1 番 鈴 木 浩 之 議 員	2 番 稲 田 常 実 議 員
3 番 藤 原 正 憲 議 員	4 番 林 克 治 議 員
5 番 飯 田 吉 則 議 員	6 番 大 畑 利 明 議 員
7 番 東 豊 俊 議 員	9 番 榎 橋 美 恵 子 議 員
1 0 番 西 本 諭 議 員	1 1 番 実 友 勉 議 員
1 2 番 高 山 政 信 議 員	1 3 番 岡 前 治 生 議 員
1 4 番 山 下 由 美 議 員	1 5 番 岸 本 義 明 議 員
1 6 番 小 林 健 志 議 員	1 7 番 伊 藤 一 郎 議 員
1 8 番 秋 田 裕 三 議 員	

欠 席 議 員 ( 1 名 )

8 番 福 嶋 齊 議 員

職 務 の た め に 議 場 に 出 席 し た 者 の 職 氏 名

事 務 局 長 岡 崎 悦 也 君	書	記 前 田 正 人 君
書 記 清 水 圭 子 君	書	記 岸 元 秀 高 君

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市	長	福	元	晶	三	君	副	市	長	清	水	弘	和	君
教	育	長	西	岡	章	寿	参	事	西	山	大	作	君	
会	計	管	理	者	西	川	龍	君	一	宮	市	民	局	長
波	賀	市	民	局	長	大	島	照	雄	君	千	種	市	民
企	画	総	務	部	長	中	村	司	君	ま	ち	づ	く	り
市	民	生	活	部	長	小	田	保	志	君	健	康	福	祉
産	業	部	長	中	岸	芳	和	君	農	業	委	員	会	事
建	設	部	長	鎌	田	知	昭	君	教	育	委	員	会	教
總	合	病	院	事	務	部	長	花	本	孝	君	藤	原	卓

(午前 9時30分 開議)

議長(秋田裕三君) 皆さん、おはようございます。

開会に先立ち、教育長が新しく就任されておりますので、御挨拶をお願いいたします。

西岡教育長。

教育長(西岡章寿君) おはようございます。貴重な時間をいただき教育長としての所信表明をさせていただきたいと思っております。

このたび、平成27年度宍粟市議会6月定例会におきまして、新しい教育委員会制度のもと、教育長として議会の同意をいただき、市長より任命された西岡章寿でございます。よろしくをお願いいたします。

さて、宍粟市教育委員会では、平成20年度に宍粟市義務教育の振興に係る長期構想が策定され、平成25年度には後期基本計画であります「しろう子ども生き生きプラン」を策定し、基本構想に定める明日の宍粟を担う知・徳・体のバランスのとれた人づくりの実現に向けまして、教育を進めているところであります。

この間、東日本大震災で問われた学校危機管理体制のあり方や大津いじめ事件に見られるいじめ問題への対応など、さまざまな大きな教育課題が起こっております。

このような中、本市におきましては、宍粟の宝であり、まちの未来を担う子どもたちが将来にわたってその目を輝かせ、たくましく未来を切り開いていく素地を養うためには、市の独自性を発揮しながら地域の実情に沿った教育の施策体系を構築し、関係者の共通理解を図りながら、着実かつ効果的な推進を進める必要があると考えます。その中でも、子どもたちに地域のよさを伝え、ふるさと宍粟に対する愛情、愛着の育成を図るとともに、キャリア教育の充実など、宍粟に生き、宍粟を生かす人づくりを進めていきたいと思っております。

また、学校や子どもを取り巻く急激な社会の変化を踏まえ、教育環境の抜本的な改善のため、今後も学校規模適正化と幼保一元化の推進を図っていきたいと思っております。

子どもたちを集団の中で教育する、これは急激に変化する社会の中でもしっかりと対応して生きていけるような社会性を育む基礎であり、少子化が続く中、行政が責任を持ち進めなければならないと考えています。

さらに、特別に支援のいる子どものインクルーシブ教育の推進を図るとともに、いじめ・不登校の問題、また問題行動のある子ども、さらには体力・運動能力の低下など、子どもたちの心と体に起因する諸課題についても、その両面から解決を図

りながら、学力向上とともに取り組みを推進していかなければならないと考えております。そして、学校運営の大前提である安全・安心の学校園所の確立に向けた取り組みも並行して推進していきたいと思っております。

次に、社会教育におきましては、市民一人一人が生涯にわたって学び続けるという生涯学習体系の形成に向け、あらゆる機会や場において多様な学習ができ、学びの成果を地域の問題解決や学習支援活動の実践に生かすことができる社会教育、生涯学習を推進したいと考えております。

中でも、障がいのある人の学習機会の充実や人権教育に関する学習機会の充実、文化財の保存や活用、さらには、図書館運営の充実や読書活動にも力を入れていきたいと思っております。

終わりになりますが、宍粟市教育委員会として策定しております平成27年度宍粟の教育や、市長が今後示します教育行政に関する大綱などを踏まえ、ソフト、ハード両面にわたりまして、教育部としてそれぞれの課の独自課題に取り組むとともに、相互に連携し、市全体の教育力の向上に取り組む決意を表明し、議員各位への御指導をお願いいたしまして、所信表明とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

議長（秋田裕三君） ありがとうございます。

これから、本日の会議を開きます。

御報告を申し上げます。

福嶋 斉議員より今期定例会を欠席する旨の申し出がありましたので、御報告いたします。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付しておりますとおりであります。

それでは、日程に入ります。

#### 日程第1 代表質問

議長（秋田裕三君） 日程第1、代表質問を行います。

最初に、公明市民の会の代表質問を行います。

通告に基づき発言を許可します。

10番、西本 諭議員。

10番（西本 諭君） おはようございます。それでは、トップバッターでございますけれども、代表質問をさせていただきます。10番、西本です。議長の許可をいただきましたので、公明市民の会を代表して2項目について質問を行います。

最初に、マイナンバー制度の導入について質問いたします。

この制度は、消えた年金で資格があっても給付が受けられない、手続を忘れて資格を失うなどの問題に端を発し、国の制度として検討され、国民一人一人が持っている複数の機関に存在する個人の情報を一つの番号で管理することによって、利便性や公平性を実現しようとするものであります。

がしかし、制度自体が国民に広く知られていないのが現状であると思います。それでも社会保障と税制度、災害対策の行政手続に必要となる共通番号を割り当てるマイナンバー制度が平成28年1月よりスタートする。宍粟市でも今年の10月には12桁の番号通知カードが送付される。希望者は申請すれば、写真つきの個人番号カードが無料で交付される。このカードを利用すれば、納税や年金手続も簡単になるし、身分証明証としても使える。

マイナンバー制度は、当面は社会保障と税、災害対策の分野で活用が予定されておりますが、今後は、預金口座への適用も予定されており、さらに、医療、福祉、戸籍への幅広い活用が検討されている。しかし、この制度はプライバシー保護や個人情報漏えい等の多くのリスクも抱えている。それでも、功罪共存する中で、平成28年1月にスタートする。

しかし、連日、マスコミで報道がされているように、日本年金機構がサイバー攻撃により125万件の情報が不正に流出するという起こってはならない事件が発生し、国民を大きな不安と不信感に陥れたというのが現実であります。

また、この制度は、法人に対しても13桁の法人番号が適用されるが、それとは別に法人は税や社会保障の手続で従業員や従業員の扶養家族のマイナンバーを取り扱うことになる。これはパート、アルバイトを含みます。マイナンバーを適正に扱うための社内規定づくり、そして、システムの構築が最近の新聞によると、法人の8割がマイナンバー制度に対して未対応とある。当然、法人としても経費と時間を要する問題であります。

個人のマイナンバー制度の認知度も、報道によると約7割が知らない、よく知らないである。マイナンバーは基本的に個人の管理であると思うが、特に、高齢者や生活弱者に対して不安が残る。

そんな中で、マイナンバー制度のスタートまでにあと半年、マイナンバー通知までにあと4カ月と考えると、市民にとって本当に安心・安全で、利便性の高い制度になるのかと考えるのが当然であります。

皮肉にも日本年金機構の情報漏えいの問題が連日報道されている中で、同時にマイナンバー制度にも関心が高まりつつあると思う現状であります。そこで、市長

に伺います。

一つ、今後、市民及び事業所に対してどのようなプロセスで告知し、理解を深めようとしているのか。

二つ、日本年金機構の問題で、恐れていたリスクが発生いたしました。このようなリスクをどのようにカバーしているのか伺います。

次に、小中学校のトイレ環境の改善について伺います。

子どもたちを取り巻く生活様式が変化した今、一般家庭や商業施設のトイレは、ほとんどが洋式トイレであります。しかも、温水温熱便座になっております。そんな中、市内の小中学校のトイレが洋式にかわったところと、和式トイレのままのところがある。また、一部洋式の学校があると聞く。子どもたちにとってデリケートな問題であり、トイレを我慢することで授業に集中できず、体調が悪くなるというケースもあると聞いています。

学校規模適正化や耐震化の事情があると考えるが、市内の全児童生徒がどの学校でも同じような快適な学校空間で過ごすことができるよう、トイレの改善を進めるべきである。

教育長に伺います。

一つ、学校トイレの洋式化についてどのように考えるか。

二つ、仮に、学校のトイレの洋式化率の目標を50%、半分は洋式になっているとしたときに、市内小中学校のトイレで洋式化率50%以下の学校は幾つありますか。

そして、洋式化率の低い学校に対しては、どのような対応をお考えですか。

以上、代表質問を終わります。

議長（秋田裕三君） 西本 諭議員の代表質問に対し、順次答弁を求めます。

福元市長。

市長（福元晶三君） おはようございます。今日、明日とまた、いろいろお世話になります。よろしくお願ひ申し上げたい、このように思います。

最初に、公明市民の会の代表の西本議員のほうから、大きく2点の御質問をいただきました。

私のほうからは、マイナンバー制度、この関係について御答弁申し上げたいとこのように思います。

先ほど御質問の中にもありましたとおり、この制度の周知等々につきましては、今現在、国もいわゆる躍起になっていろいろやっておるところではありますが、現状はなかなか進んでいないと、先ほどおっしゃったとおり国民の認知度についても、

残念ながら、まだ7割だと、こんな状況でなかなか進んでいないということは新聞紙上にも出ておるとおりであります。

また、法人によってもいろいろ出ておりますが、特に13桁の番号について税、社会保障、さらにまた経費と時間の問題、おっしゃったとおりでありまして、先般、市の経営者協会の中でも少し出ておったわけではありますが、そういったことに対して、是非十分な学習をしていただいて、できるだけ早い段階で10月1日を迎えてほしいと、さらに来年に向けてということでは、市としてもお願いをしておるところであります。

そういう中で、特に市としての告知はどうなっているのかという御質問であります。制度内容については、先ほど国全体ではそういうところではありますが、市としても広報しそうの6月号、15日に発行する予定ではありますが、それから継続的に掲載をする中で、市民に周知をしていきたいと、このように考えております。

さらにまた、市のホームページでは、特集ページ等々も組む中で、できるだけタイムリーな情報を的確に提供していきたいと、このように思っております。

また、あらゆるチャンネルを使って、できるだけ市民の皆さんにいろんな形で周知を図っていくことが肝要であろうと、このように考えておりますので、10月に向けてさらに努力を重ねていきたいと、このように考えております。

また、PR用のDVDの貸し出し等も考えておりまして、自治会やあるいは各種団体への啓発、こういったことも通じてさらなる啓発を重ねていきたいと、このことが大事であろうと、このように考えております。

その中で、特にプライバシー保護、あるいは個人情報漏えい等の不安、そういったことの危惧もなされておるところではありますが、特に、先日来、年金機構の漏えいの問題を含めて、非常に全国的にこの実施に向けての危惧がいろいろあるわけではありますが、いわゆるリスクへの市の対策としましては、番号法や情報セキュリティポリシーなどの法令遵守はもちろんのことではありますが、個人情報ファイルの保有や変更の場合には、国において義務づけられておるプライバシーに与える影響を事前に外部評価し、保護措置を講じる特定個人情報保護評価を実施するとともに、プライバシー意識向上を目指した職員研修の実施など、さまざまな角度から安全対策を講じる考えであります。非常に重要な部分でありますので、先ほど申し上げた中身を含めて、特にリスク対策を図っていきたいとこのように考えております。

また、情報処理システムにおいては、例えばウイルス感染防止など、技術的なセキュリティ対策にもより一層今後取り組んでいくことが必要であろうと、このよう

に考えておりますので、一層、その方向で進めていきたいと、このように考えております。

2点目につきましては、教育長のほうから答弁させます。

議長（秋田裕三君） 続けて、西岡教育長。

教育長（西岡章寿君） 小中学校におけるトイレ環境の改善ということについて答弁させていただきます。

学校のトイレにつきましては、家庭での生活様式が変化している中、小中学校におきましても同様にトイレ環境の変更、また改善を進めるべきであると考えております。

宍粟市では、合併前の旧町時代から引き続き、合併後も学校施設の耐震化に取り組んできており、ようやく一定のめどがついたところであり、耐震化工事の際には、洋式トイレへの改修を進めてきたところであります。

合併当初に整備した学校では、洋式便所と和式便所を半分ずつぐらいにしてくれというような要望もありまして、そういうようにしておりましたが、ここ4、5年に整備した学校では、ほぼ全てが洋式の便器になっております。

お尋ねの便器の洋式化率なんですが、すなわち大便器総数に占める洋式便器の割合が50%未満の学校は、現在ところ小中学校22校あるんですが、そのうち50%未満は14校あります。この14校のうち三つは今年度末に閉校というふうになっております。

今後も、洋式化率の低い老朽化した学校は、大規模改修にあわせまして洋式化を高める予定にしておりますが、その対象でない学校施設につきましては、学校の状況を十分に調査して、研究していかなければならないと、このように考えております。

以上でございます。

議長（秋田裕三君） 10番、西本 諭議員。

10番（西本 諭君） 再質問をさせていただきます。

まず、マイナンバー制度のことですけれども、先ほど言いましたように、年金機構が情報をサイバー攻撃によって漏えいしたという問題が発生いたしました。このことの問題に対して、今、市が予定しているシステムなり、ハード、ソフト含めて変更する必要があるのかないのか、その辺をまずお聞きしたいと思います。

議長（秋田裕三君） 中村企画総務部長。

企画総務部長（中村 司君） 失礼いたします。市のセキュリティーの体制につき

ましての御質問ですので、私のほうから考えを申し上げます。

現在、市のネットワークにつきましては、内部情報系と住民情報系という部分の二つのネットワークに分けて処理をしております。年金機構の部分につきましては、やはり、その部分の接続があった部分からの漏えいという部分がありました。市としましては、住民情報系のネットワーク、その部分につきましては、他の部局の職員が触れませんという部分のところで規制がかかるのも1点。それと、パスワードの部分、やはりきちっと周知されていなかった部分がございますので、その辺もきちっと処理をしております。それをさらなる職員研修を通じまして徹底していきたいというのがソフト部分でございます。

あと、ハードの部分でございますけども、やはり、今、市役所のネットワークとインターネットの境界にファイアーウォールということで、不正侵入の防御ということでやっておるんですけれども、その部分で外部からの不正アクセスを遮断している現状がございます。それにプラスして、やはりいろんなメール、そこをすり抜けてくる部分につきましても、やはり、そのメール等を監視するシステム、ソフトを導入しております。それで、二重にセキュリティーをかけると、それプラスアルファで、やはり職員が不審な部分を開かない、そういう体制づくりが必要になってくると考えております。

それと、ハードにつきましては、今年度新たなハードソフトを最新のものに取りかえておりまして、よりセキュリティーの強化を図っていきたいとそういうふうに考えています。

議長（秋田裕三君） 10番、西本 諭議員。

10番（西本 諭君） わかりました。4,700万円ほどの予算でシステムを更新するということになっておりますので、年金機構の問題で新たにそのいろんなシステムを変えるということはないということでございますね。確認です。

議長（秋田裕三君） 中村企画総務部長。

企画総務部長（中村 司君） この部分、やはり利便性が高まりますと、リスクは絶対生じてくるとは思われます。できる限り、可能な限りそういうことのないように体制は整えていきたいと考えております。

議長（秋田裕三君） 10番、西本 諭議員。

10番（西本 諭君） このマイナンバー制度につきましては、先ほど告知が非常に遅れていると、私は思っております。

それで、さっきのデータもありましたけどもね、まして、私たちの市内では、ほ

とんどまだ告知されていない、しそうチャンネルでやっていましたけどね、あれは国の情報をそのまま流しているんで、私も何回か見ましたけど、ちょっとわかりにくいなという思いもあります。

安心・安全のシステムを構築するためには、もちろんセキュリティとかマンパワーとか要りますけども、使用する側のそういう、こういうふうに危険なんだよ、こういうふうに便利なんだという、その認知すること、それが一番重要だと思うんですよ。ですから、例えば告知については、高齢者に対してとか、生活弱者といいますが、障害者とかそういう方がおられますね、そういう方に対して、このマイナンバーは赤ちゃんからお年寄り全員がもらうわけですから、それを使うのは個人でございまして、さっき高齢者なり障害者なり、また生活弱者の方に誰がどう説明して理解して安全に使えるようにするのかと。その辺のシステムといいますが、そういう対策が考えておられると思いますけども、是非ちょっと教えていただきたいなと思います。

議長（秋田裕三君） 中村企画総務部長。

企画総務部長（中村 司君） 使用する側の部分に対する周知啓発等につきまして、やはり国からの情報がかなり遅れておりました。10月1日からマイナンバーの通知が始まり、来年の1月から施行されるということなんですけれども、情報がかなり遅れておまして、その日付に合わせて今精いっぱい頑張ろうと思っております。

まず、住民への啓発周知につきましては、先ほども市長のほうからありましたような手段、あるいは、新たに国のほうからパンフレット等、できるだけわかりやすく周知をしないといけないなという部分、それと、勤労者の皆様への周知、それから事業者皆様への周知という部分になってくると思われまして。ですから、国からの情報も収集しながら、できるだけ啓発のほうを図っていきたい。それと、1点、今年度につきましては、ふれあいミーティング等によりまして、説明のほうをさせていただきたいなと考えております。

議長（秋田裕三君） 10番、西本 諭議員。

10番（西本 諭君） そういう告知は遅れているということを感じていただいて、なおかつその安全とか安心とかそういうものを市民に持っていただく、そういうものが必要ですので、そうじゃないとマイナンバー制度そのものが成立しませんので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

これに関連して、住民票等のコンビニ交付が来年の3月から行われますけど、これも4,600万円の予算を立ててやっておるんですけども、これについても変更なり

というのはございませんでしょうか。

議長（秋田裕三君） 小田市民生活部長。

市民生活部長（小田保志君） 失礼します。今回の年金機構の漏えいに関しまして、今回のコンビニ交付のシステム導入については影響はしていないというように判断しております。

議長（秋田裕三君） 10番、西本 諭議員。

10番（西本 諭君） 私もこれやるに当たってね、少しでも市民の方に告知になればという思いでやっておりますけれども。それから、確認しますけども、このマイナンバー制度によって、国からの給付金とか、今だったら臨時福祉給付金、消費税が上がることによって対象者に給付金をあれしておりますけども、今でしたら申請主義といいますか、例えばそういうチラシなり何なりを見落とししたらもらえないという形が今までだと思うんですよ。マイナンバー制度になりますと、そういう対象者の情報が当局がつかめるわけですよ。それによって、告知する、こっちから、市当局から告知していける、そういうシステムに変わると、システムというかそういう考え方に変わるので、非常に市民にとってはいいんじゃないかという話を聞くわけですが、そういう将来の展望といいますか、その辺の考えはいかがでございましょうか。

議長（秋田裕三君） 浅田健康福祉部長。

健康福祉部長（浅田雅昭君） 今、例として健康福祉部が所管しております臨時福祉給付金、あるいは子育て世帯への臨時給付金のお話が出ましたので、私のほうからお答えになるかどうかわかりませんが、ちょっとお答えをさせていただきたいと思います。

今回は、国のこの給付金は、国の制度として今後どういうふうな形でこういう給付金が出てくるか、これはわかりません。それはそのときそのときの制度によるものでございますので、それがイコールこのマイナンバーとの連動する中で、一括して行政側から直接あなたは該当者ですよということで、直接給付ということができることになるのか、いやいや当然行政手続の問題でございますので、当然、申請の手続というのが必要になってくるのか、その辺はいろいろとケースが出てこようかと思っておりますので、このマイナンバーというそれぞれの個人の特定をする情報のやりとりの中で、特に可能な限り、やはり当然、利用者市民の方の利便が向上するというのが、これが1点大前提であろうと思っておりますので、できる限り書類については省略できるものは省略していく、手続は簡素にできるものは簡素にしていく、こうい

う形になってこようかと思えます。これは今後、どういう制度のを構築していくかということにはかかってこようかと思っております。

以上です。

議長（秋田裕三君） 10番、西本 諭議員。

10番（西本 諭君） 今出ましたけども、このマイナンバーによって事務上の利便性があるということで、当局と申しますか、役場に私たちが行っても書類の簡略化ができるという利便性があるんですけども、同時に公平性というか、給付金というのは公平性の一部だと思うんですけどもね、是非対象者には全員に連絡が行って、きちっと事務ができるように、まだ現在だったら申請方式ですので、対象者であっても申請されていない方もおられるんじゃないかと勝手に思っているんですけども、そういう優しいシステムに変わるべくこういうものも導入されていると思えますんで、そういう方向性もまた検討いただきたいと思えます。

細かいことなんですけれども、このマイナンバー制度、ちょっと使い方によっては非常に危険だという思いから、マイナンバーは要らんということができるとか私聞かれたんですけどね、マイナンバー要らんわというふうなことができるのかどうか、それはわかったら教えていただきたいんですけども。

議長（秋田裕三君） 中村企画総務部長。

企画総務部長（中村 司君） マイナンバーにつきましては、まず国民一人一人必ずつくこととなります。それは10月には住所地、住民票のあるところに必ず送られてくるということとなります。ですから、住民票と住所、居住地が違う場合は、後でまたお知らせする格好になると思われれます。

1点、あと来年の1月からの部分で、個人カードの発行が可能になってきます。ですから、その個人カードはできるだけ利便性の部分からして申請していただいて、持っていただきたいんですけども、その部分につきましては、やはり申請がなかったらマイナンバーだけついていて、行政の部分でその番号で把握できるというそういう体制になってくると思われれます。

議長（秋田裕三君） 10番、西本 諭議員。

10番（西本 諭君） そのマイナンバーですけども、高齢者なりいろんな方が紛失とか、また落としたとかあると思うんですけど、そういう盗難とかね、被害に遭われる場合があると思うんですけどね、その場合は、再発行はしてもらえるものなんでしょうか。

議長（秋田裕三君） 中村企画総務部長。

企画総務部長（中村 司君） このマイナンバーにつきましては、運転免許証と同じような顔写真入りで、また番号、住所、氏名等が載っているものになりますので、その部分につきましては、再発行といたしますか、いろんな場合があると思うんですけど、不正に利用される場合があったら、番号自体も変更が可能でありますし、それは再発行の部分は可能だと考えております。

議長（秋田裕三君） 10番、西本 諭議員。

10番（西本 諭君） 法人についてちょっとお聞きしたいんですけども、さっき言いましたけども、法人は、要するに従業員並びに従業員の扶養家族等のマイナンバーを法人は把握する必要があって、それを取り扱うということが決められているはずなんですけども、このマイナンバーを法人が管理する中で、やっぱり使用目的以外に使用した場合、何か罰則か何かあるんでしょうか。

議長（秋田裕三君） 中村企画総務部長。

企画総務部長（中村 司君） 個人情報の漏えいにつきましては、現在も罰則がございます。このマイナンバーの部分につきましては、特定個人情報ということで別枠でその概ね2倍ぐらい、例えば懲役5年以内の個人情報ですと懲役10年以内とか、それから罰金が5万円やったら10万円とかという概ね2倍ぐらいの罰則が厳しくなっている状況になっております。

議長（秋田裕三君） 10番、西本 諭議員。

10番（西本 諭君） 法人に勤めてて、退職なりした場合のその後のマイナンバーの処理、消滅させないとだめなんだとは思いますが、それは誰が責任を持って行われるんですか。

議長（秋田裕三君） 中村企画総務部長。

企画総務部長（中村 司君） このマイナンバーにつきましては、事業主につきましても、その目的以外の使用は禁止されておりますので、その部分を他の目的に使うということはありませんか、やっちはいけないことになっておりまして、ですから、処分につきましては事業所でやるのか、ちょっとそのところは定かではございませんけども。

議長（秋田裕三君） 10番、西本 諭議員。

10番（西本 諭君） その辺も非常に心配が、きちっと制度としてあるんですけど、たまたま私が知らないだけかもしれませんが、きちっとまた皆さんに安心できるように告知できればと思っております。

それで、マイナンバーそのものは法人でシステムとか、また教育によってするわ

けですけども、外部委託ができるということになっていると思うんですよ。外部委託した場合、その個人情報なり、そんな管理をどこがするのかということがお聞きしたいんですけども。

議長（秋田裕三君） 中村企画総務部長。

企画総務部長（中村 司君） やはり、委託を受ける業者につきましても、その適正な個人情報の保護の義務が生じてきます。その部分で縛りはかかってくるかと考えております。

議長（秋田裕三君） 10番、西本 諭議員。

10番（西本 諭君） るる細かいことをお聞きしたんですけども、少しでも市民の方にこういうものなんだということがわかってもらえればなということで、ちょっと細かいことをお聞きしましたけども、まだ何か当局としても確信持って大丈夫ですと、大丈夫は大丈夫なんでしょうけども、こうですということが伝わってこないんでね、早急に研修なりしていただいて、市民に対して安心なんですよと、こういう形で説明なり、タウンミーティングなりを行っていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

では、学校のトイレについて再質問をさせていただきます。

私が引っ越ししてきたちょっと前やから、15、6年前ぐらいから下水道が完備することによって、各家庭がトイレを改修して洋式化していったという印象がすごくあるんですけども、トイレそのものを非常に毎日使うことでありますし、あれですけども、昔でいえば臭い、汚い、暗いというふうなイメージがあるんですけど、今は本当に変わってきているんじゃないかなと思います。

教育長、やっぱりね、100%早急に洋式化していただきたいなと思います。やっぱり各学校によって格差が、格差といいますか、状況が違うということで、同じ宍粟市で学ぶ中で、いろんなトイレ環境が違うということはあまりよくないという感じがしますので、是非そういう意味では100%を目指して、早急に、もちろん規模適正化とかいろんな要素がありますけどもね、できるだけ全員が同じトイレ環境で過ごせるように、是非そういう100%を目標にしていきたいと思いますが、どうでしょうか。

議長（秋田裕三君） 西岡教育長。

教育長（西岡章寿君） 先ほど申しましたように、洋式化率の低い学校につきましても、大規模改修にあわせて進めておるわけですが、その率の低い学校につきましても、予算のことが非常にありまして、その部分がネックになるんですが、是非、

子どもたちが安心してトイレに行けるような環境を整えるように、先ほども申しましたが、調査・研究をしていきたいと思っております。

市全体の洋式化率というのは、体育館とかプール等も含めまして48.3%というのが現状なんです。だから、どの学校も洋式トイレがないということはないんですが、その辺今御指摘いただいたように、これからさらに調査・研究していかなければいけないと、このように考えております。

議長（秋田裕三君） 10番、西本 諭議員。

10番（西本 諭君） 子どもたちは、やっぱり非常に思春期であったりということで、トイレというのはデリケートな部分でございます。そのトイレの失敗といいますか、そういうのは後々いじめや不登校になったというケースもあります。僕自身も変な話ですけど、子どもころは学校のトイレではできませんでした。今はどこでもできますけどね。そういうデリケートな問題ですので、是非、環境を整えるという意味でお願いしたいと思います。

それと、トイレ洋式化と同時に、トイレはどこへ行っても暗いんですよ。昔のイメージですけどね、いじめやそういうものはトイレでよく発生するというようなイメージがあるんです。だから、この照明を明るくするなり、本当にトイレの環境をそういういじめとか、そういうものが発生しないような環境にしていきたいなと思います。

教育長にちょっとお聞きするんですけど、トイレ洋式化に変わってきておりますけども、トイレの掃除は子どもたちがやっぱりずっとやっているんですね。

議長（秋田裕三君） 西岡教育長。

教育長（西岡章寿君） トイレに限らず宍粟市の場合は、自分たちが使っている施設は自分たちで掃除をするということで、トイレに限らずどこも子どもたちがやっております。

それから、トイレが暗いという部分につきましては、今新しく改修してトイレをつけているところは、どない言うんですか、入ったらぱっとつくというあの自動のやつ、非常に明るくなっておりますし、隣の子とトイレがひつつくのを嫌がる最近の子のために、区切りをつけたりとかそういう工夫もしながら、洋式化を進めているところであります。

議長（秋田裕三君） 10番、西本 諭議員。

10番（西本 諭君） 温水とか温熱便座とまでは言いませんけれどもね、できるだけそういうふだんの生活様式に合った、子どもたちが我慢をしなくてもいい環境

をつくっていただきたいと思います。

今、掃除を子どもたちもまだやっているということでお聞きしたんですけどね。やっぱり今は訪日外国人の方がたくさん日本にお見えになる。そのイメージはおもてなしとか、いろいろそのすばらしい好評というか、日本はすばらしいというあれが多いんですけども、トイレもすばらしいということで評価をいただいています。今教育長も申されたように、トイレ掃除は自分たちで使ったものは自分たちで掃除するんだという日本のすばらしい教育の一環だと思います。

この教育の一環が、今、訪日外国人が日本はどこに行ってもごみが落ちていない、きれいだ、おもてなしの心がある、そういうものに日本をつくり上げているんじゃないかという思いもしますので、特にトイレのそういう暗い、汚いイメージを刷新して、本当に新しい学校の環境を整備していただきたいという思いでございます。

以上です。

議長（秋田裕三君） 答弁要りますか。

10番（西本 諭君） 要りません。

議長（秋田裕三君） これで、公明市民の会、西本 諭議員の代表質問を終わります。

続いて、政策研究グループ「グローバルしそう」の代表質問を行います。

通告に基づき発言を許可します。

1番、鈴木浩之議員。

1番（鈴木浩之君） よろしく申し上げます。では、政策研究グループ「グローバルしそう」を代表いたしまして質問をさせていただきます。

今回は、大きく2点についてお伺いいたします。

まず、市の財政状況についてです。

合併後10年を経過し、平成28年度より地方交付税が段階的に縮減される見通しです。宍粟市財政の現在の課題と今後の展望、対応策ですね、について市長の考えを伺います。

2点目は、第2次総合計画についてです。

現在、総合計画審議会に素案がもう提示されて、市民参画のもと第2次総合計画の策定が進んでいるわけですが、第1次総合計画から引き継がれるであろう項目、第1次産業の振興、あと少子化対策、子育て支援、そのあたりについての市長の考えをお伺いします。

この2点です。お願いいたします。

議長（秋田裕三君） 鈴木浩之議員の代表質問に対し、順次答弁を求めます。

福元市長。

市長（福元晶三君） 政策研究グループ「グローバルしそう」代表の鈴木議員の2点の御質問に対しまして、考え方を御答弁申し上げたいと、このように思います。

1点目の財政状況の関係であります。特に、人口減少に伴う税収減であったり、あるいは合併団体に対する普通交付税の優遇支援が段階的に縮減される見通しの中、収入減に対応する財政基盤の確立は最も重要な課題の一つとこのように考えておりました。財政健全化に向けて着実な取り組みを今後も展開していきたいと、このことが非常に重要であると、このように考えております。

その中で、特に人件費についてのことであります。合併以来、定員削減であったり、給与の抑制などの削減に努めるとともに、効率的な行政運営のため組織の改革を行ってまいりましたが、今後なお一層仕事のやり方の工夫であったり、ノー残業デーの徹底など、メリハリをつけた効率的な勤務体制を推進したいとこのように考えております。

次に、市道新設改良でありますとか公共施設建設、このことではあります。今後、経年により耐用年数を迎える公共施設や修繕しなければならない道路等が増大をする中、市民の要望であったり、利便性を考慮する中で、また、施設の集約化による効率・効果的な施設整備を行うことが課題であると、このように捉えております。したがって、これらのことを踏まえた総合的な判断の中で、順次計画的に実施をしていきたいと、このように考えております。

最後の財政健全化指標であります。実質公債費比率、将来負担比率などの財政指標につきましては、繰上償還を積極的に実施するなどにより改善傾向にはありますが、今後におきましても、起債と償還のバランスを精査しながら、さらなる行財政改革に引き続き取り組み、指標改善に努めていきたいと、このように考えております。

2点目の第2次の総合計画の関連であります。第1次産業の振興、少子化対策、子育て支援について、このことにお答え申し上げます。

最初に、第1次産業の振興につきましては、基幹産業である農業・林業がありますが、引き続き耕作放棄地、あるいは管理放棄林の増加、それから担い手の確保・育成を重要課題と捉え、今後取り組んでいきたいと、このように考えております。

第1次総合計画におきましては、農業では特色ある農産物の特産化でありますとか、地産地消などに取り組んだ経過であります。林業においては、森林施策の効

率化であったり、宍粟材の活用などに取り組んでまいったところであります。

第2次総合計画においては、従前から取り組んでおります異業種との連携、6次産業化、新規就業者の育成や販路拡大の取り組みなど、さらに強化をしたい、このように考えております。

次に、少子化対策、子育て支援につきましても、引き続き結婚、妊娠、出産、子育ての切れ目のない支援を行っていくことが重要であると、このように考えておりますので、従前から取り組んでおります仕事と家庭の両立支援、医療、保健、教育・保育環境などにおいて、子育てしやすい環境づくりにより一層努めていく考えであります。

いずれにしましても、今回、市民参画による総合計画審議会での議論を十分踏まえながら、方向性を示していきたいと、このように考えております。

以上であります。

議長（秋田裕三君） 1番、鈴木浩之議員。

1番（鈴木浩之君） では、再質問させていただきます。

まず、財政状況について3点通告のほうに挙げさせていただいたんですけど、人件費の件について、まず伺います。

給与のことなんですけども、今、定員管理ということで、退職者の3分の1補充という形で、どんどん当然減っていつているわけなんですけれども、今回、類似団体、平成25年度の決算で - 0 だった団体が兵庫県内4団体、小野市、加西市、南あわじ市、宍粟市というふうにあったわけなんですけども、そこで一人当たりの平均給与額であるとか、人件費の経常収支での比率であるとか、職員給の構成比等を見比べてみたんですけども、給与額に関してはどこもほぼ同じというか、そんなに開きはないんですけれども、やはり、人件費が予算に占める割合ですね、これが非常に高い状況かと思えます。人件費が経常収支の比率でいくと20.2%、ほかのところは小野市が21.8%なんですけども、加西市は19とか、南あわじ18というような形になっていますし、あと職員給の構成比もその4団体でいくと9.3%というふうに大きいんですけども、今後も給与、人件費のことに関しては、人員を削減するという方向で総額を抑制していくという方向性なのか、そのあたりもう一度伺います。

議長（秋田裕三君） 中村企画総務部長。

企画総務部長（中村 司君） 人件費のことにつきまして、類似団体、兵庫県内で4市町あります。その中で1点、この類似団体というのが人口と産業構造の部分の類似団体になってきます。ですので、一人当たりの人件費、宍粟市若干その中で見

ると悪いと思われれます。この部分につきましては、やはり、宍粟市の広域な面積をカバーする部分において各3市民局1支所を持っている部分、それから、施設関係の数、ですから、今後施設の部分の統合計画等も策定する格好になってきますんで、その辺も見極めて、これ以上の人数では無理かなという部分がございます。今の現状では。

それと、給与の体系につきましても、給与表自体はうちのほうでいいますと、市の関係でいいますと、若干ほかの団体よりも下の部分で位置づけはなっておるかなという考えはございます。

議長（秋田裕三君） 1番、鈴木浩之議員。

1番（鈴木浩之君） 今、市の面積ということが出たので、人数について私もこれ以上削減するのは無理があるだろうと思いますし、もう現在の状況で、大分現場の職員の方は人数が減ったことによって一人一人の負担がもうピークに達しているということなんで、その人員を削減するという点に関しては僕自身もあんまり賛同できるものではないんですけども、例えば人口1,000人当たりであるとか、1万人当たりの職員数というのが、これがもういろいろな類似団体、先ほど挙げた4市の比較をしてみたんですけども、やはり、単位人口当たりの職員数が非常に多い状況で、先ほど面積という点でおっしゃっていたので、豊岡市が一番広いですし、ほぼ同じくらいの面積かなということで見たんですけども、豊岡市に比べても広いということで、そのあたり今までいろいろこの広い面積があるから職員数はとかということをしていろいろおっしゃっていましたが、豊岡市よりもやはり単位人口当たりは多いという状況なんですけども、そのあたりの見解はどのように考えますか。

議長（秋田裕三君） 中村企画総務部長。

企画総務部長（中村 司君） この部分につきましては、やはり公共施設の数の部分もでございます。それと、そこに配置する人数、その住民サービスのあり方によっても違ってくると思います。その部分でその支所の人数を極端に減らしていくと可能かもしれませんが、今の住民サービスを維持する上においては、若干高目なのは仕方ないかなと、そういうふう考えております。

議長（秋田裕三君） 1番、鈴木浩之議員。

1番（鈴木浩之君） 豊岡市を引き合いに出したんですけども、当然、人口はほぼ倍です。面積はほとんど一緒ということで、人口密度は向こうのほうが倍ということなんですけども、可住地面積、住めるところというか、に関していうと、宍粟市が72.05平方キロメートル、豊岡市が144.33平方キロメートルということで倍なん

ですね。可住面積が倍で、そこに人口が倍の方が住んでいるということで、可住地面積当たりの人口密度というのは宍粟市と全く同じだと思います。そのあたりでもやはり給与、もうちょっと少ない状況で、平均値なので何とも言えませんが、やっていますし、人数も人口1万人当たりの一般行政職というのだと、人口1万人当たり宍粟市70.70、豊岡市59.29という比較データもあるんですけども、そのあたりをどう考えるか、広い面積であっても人数というか、人口密度がほぼ同じという状況でも、それだけの人数で行政を回しているという現実があるんですけども、そのあたりはどのように考えますか。

議長（秋田裕三君） 中村企画総務部長。

企画総務部長（中村 司君） 豊岡市と、類似団体というか、産業構造の部分の違い、あるいは、例えば山林とか第1次産業の部分、商工業の部分とかいろいろな部分でのやはり行政的な運営が必要になってくると思われま。その辺で一概に豊岡とは比較できないとは思っております。ですから、そのところの住民サービスに対してどこに力点を置くかによっても違ってくるんじゃないかなと考えています。

議長（秋田裕三君） 1番、鈴木浩之議員。

1番（鈴木浩之君） 答弁の中で、広さは関係ないという話であれば、今後、広さ関係ないというか、行政サービスの仕方等によってということであれば、是非とも宍粟市が広いからということで、それを言いわけにすることだけはやめていただきたいと思ひます。

私も、もしその広い市域であったり、今の現状で今の職員数ぐらいが維持しなければ難しいということであれば、それは全然問題ないと思ひますし、もっと増やしても僕はいいのかなと思ひます。ただ、給料の総額、これ非常にやっぱり財政に占める割合が高いので、ここは維持しながら人数を増やすとなると、当然一人当たりの単価というのを落としていかなきゃいけなくなります。ですし、今の退職者の3分の1補充ということだと、ちょっとやっぱり若者というか、宍粟に戻ってきたいとか、宍粟でまちづくりであるとか行政にかかわりたいという子たちを吸収できないと思ひるので、そのあたりも含めてちょっと全体的な給与体系であるとか、人数であるとか、採用方法であるとか、そういったことはちょっと考えていただきたいなというふうに思ひます。

次に、市道の新設改良とか公共施設の建設に関して質問をさせていただきます。

投資的経費ということで、普通建設事業であるとか災害復旧、失業対策等が予算の中で上がってくるんですけども、これ平成22年度からちょっと決算カードで平成

25年まで見てみたんですけれども、予算ベースでいくと、どんどんやっぱり普通建設事業は落としていっているんですね。平成26年、これ決算出ていないんで、予算ベースですけれども、あと平成27年の予算ベース、これで見ると、どんどん増大傾向にあります。これは、予算の編成方針というのが市長から部局長に出されているんですけれども、それにも反すると思うんですけれども、この普通建設事業というか、投資的経費の抑制という意味で、何か方針とか考えがあれば教えてください。

議長（秋田裕三君） 清水副市長。

副市長（清水弘和君） お答えいたします。

公共施設投資的経費のバランスにつきましては、まずは総合計画、また基本計画、そして実施計画でもって中長期的に計画をいたしております。大きな流れといたしましては、削減の方向ということは変わりはありませんが、やっぱり、標準財政規模が150億円程度のこの穴粟市におきましては、大規模な学校を建てますと当然増加をいたします。それで、単年度的に見るんじゃないに、やっぱり5年単位ぐらいな周期でもって整備を図っていくと。ただ、必要なものはしますけれども、先ほどありましたように、できるだけ集約とか、そういった縮小の方向で実施をしているということについてはそのとおりでございます。

議長（秋田裕三君） 1番、鈴木浩之議員。

1番（鈴木浩之君） 予算編成方針には投資的経費は削減というか、前年度を上回らないようにというような形だったかと思うんですけれども、そこにも反していますし、今財政的にもそんな状況ではないと思いますので、そのあたりちょっと中長期の財政計画という意味で、しっかりとやっていただきたいと思います。

次に、道路の新設改良なんですけれども、これも平成24年からの決算とかから、平成27年の予算までちょっと予算並べてみたんですけれども、平成24年度の決算が恐らくその事業がどこに位置づけられるかによるんですけれども、2億6,500万円ぐらいですね、平成27年度同じ事業で5億9,000万円とって、当然、これは地方債であるとか、ほぼ国県の補助ではなくて、地方債と一般財源で賄っているという予算になっているんですけれども、このあたりに関していうと、やはり、これ予算審議でも言ったんですけれども、事前の評価、なぜこの市道を優先的に整備しなければならないのか、改良しなければならないのかということの公平性であるとか、透明性というのは確保しなきゃいけないと思うんですけれども、その評価にかかわる優先順位を決めるシート、これは非常に、何ていうか、公平性を欠くものであるというふうに僕は思っているんですけれども、そのあたりどのような評価で、どう優先順位づ

けをして市道の新設改良を行っているのか、そのあたりの方針をお伺いします。

議長（秋田裕三君） 鎌田建設部長。

建設部長（鎌田知昭君） 道路のことです。私のほうから答弁させていただきます。

市道の優先順位ということでございますが、当然、地域からの要望等も踏まえた上で作成するわけですが、そこには当然コストだけではなく、その利用度、あるいはその地域の熱意といいますか、やっぱりどうしても用地というものが関係してまいりますので、そういう協力的なものを加味した中で、今の優先順位としましては、そこを重点を置いて設定をさせていただいております。

議長（秋田裕三君） 1番、鈴木浩之議員。

1番（鈴木浩之君） その事前評価に関して予算審議の中では全部今年度の予定の物を全部出して、どういう優先づけがされているかというのを公表せよと言ったんですけども、それは出てきませんでした。いろいろな事情があるんでしょうけれども。優先順位表ということで、どういう判定根拠で点数づけをして、その道路をつくっていったり改良していくかというところの中に、確かに協力度というので、土地の提供、同意とかそういったもので、それが倍率として5倍、一番高い部分で、非常に重要視されているということがあるんですけども、ただ、通学路に関していうと、幼・小・中これが3点なんですけども、土地の協力、土地の提供があったら15点になるんですね。これそもそも考え方としてちょっと僕はおかしいと思いますし、その優先順位を決める表のというか、判定根拠の中に優先度というのがまた入ってくるという、全く公平に事前評価された上での順位づけ、優先度づけだと思えないんですけども、このあたりもう一度公平になされているのかどうか、しっかりと説明してください。

議長（秋田裕三君） 鎌田建設部長。

建設部長（鎌田知昭君） 市道の改良と申しますと、2車線の歩道つきの改良というような場合はほとんどございません。まず、地域から要望として出てきますのが、生活道路としての拡幅改良ということになりますので、その中に通学路かどうか、そういうことは当然判定の中には加味をさせていただいております。あとは通学路対策としまして、また別のメニューでいろんな面で、また対策をさせていただいております。道路新設改良の中でそれを1番に上げるとかということではなく、項目の一つとして考えさせていただいております。そういうことでございます。

議長（秋田裕三君） 1番、鈴木浩之議員。

1番（鈴木浩之君） それでは、優先順位表、判定根拠の中にまた優先度が出てきて、高いが3点、中間が2点、低い1点、これ倍率が3倍で、優先度が高ければ9点ここで取れますよね。優先順位を決める判定の中で優先度というのは何を指しているのか、明確にお答えください。

議長（秋田裕三君） 鎌田建設部長。

建設部長（鎌田知昭君） 先ほどちょっと申しましたように、そのいろんな項目のある中で、市道として重点を置くポイントとしてのほうに重点として今の表の中では加点をするというやり方を今はやっております。そういうことで、先ほど申しましたように、その中でどの項目に重点を置くかということをするための倍率というふうに理解をしていただきたいなと思います。

議長（秋田裕三君） 1番、鈴木浩之議員。

1番（鈴木浩之君） 言っている意味が全くわからないんですが、僕が聞いているのは優先順位を決める判定根拠の中に優先度という項目があって、それに倍率が3倍ついていて、高い、中間、低いということでランクづけがされているんですけども、優先順位を決める根拠の中での優先度というのは何を指すのかということを知りたいです。

議長（秋田裕三君） 鎌田建設部長。

建設部長（鎌田知昭君） すみません。項目の中にある優先度と申しますのは、例えば、そこに公共事業的なものが何か要素としてある場合とか、そういうものについては、当然、通常の要望プラスそういうことがあるということから、そういうものは優先的にしていくべきではないかという判定として項目として上げているというふうに御理解いただきたいと思います。

議長（秋田裕三君） 1番、鈴木浩之議員。

1番（鈴木浩之君） これ時間費やすのも無駄ですので、是非とも平成27年度工事が予定されているものの優先順位表の情報公開をするべきだと思いますので、それを検討してください。

これ、なぜ申し上げるかというと、やはり今問題になっているのは社会保障とか福祉の関係のやっぱり扶助費というのがやはり大きくなっていくところでの財源の問題です。扶助費の充当一般財源というのは、これは全部決算カードに載っていると思うんですけど、平成22年では9億4,000万円だったものが、平成25年度決算では10億円を超えている。

あと、公営事業、国保とかそういったところへの繰り出しも10億円だったものが15億円。ただ、税収としての地方税計上一般財源等は横ばいということで、これはいわゆる地方税とかが横ばいということは、経済停滞しているというか、増収というかは見込めないということだと思いますし、やはり、そちらのほうに予算を振り分けていくべきだと思いますし、そのやはりハードとか建物、物ではなくて、ソフトであつたり人にやっぱり重点的に予算を配分していくべきだという考えのもとです。是非ともそのあたりもうちょっと精査していただいて、扶助費であつたりとかそういったところ、福祉の関係を充実させるような方向を検討していただきたいと思います。

では、次、財政健全化の指標について、ちょっと特徴的なものについてお伺いします。

これは情報公開というか、情報提供の意味も含めてなんですけども、将来負担比率というのがあります。これ、将来に負担を先送りしてしまって、公債費比率であるとかというのは、前年度の実績だけなので非常に見にくいので、財政が将来悪化しないように実質的な負債を捉えた指標なんですけれども、これ、 $-0$ という類似団体、全国で62、平成25年度のときにはあつたんですけれども、そのうちの宍粟市の場合、144.9%これが高いのか低いのかよくわからない数字かと思うんですけれども、62団体中60位ということです。

先ほど兵庫県内の類似団体、小野市、加西市、南あわじ市あたりを見ますと、小野市、ここはもうマイナスなんです。県内で初マイナス、将来負担をなくしたという市だつたと思いますけど、小野市はもうマイナスです。加西市74.5、南あわじちょっと悪いんですけど134、それで宍粟市が144ということで、非常に将来の負担がきついというか、負担が重いということがこういった指標からも出ていますし、類似団体、先ほどの人口であるとか産業構造の同じ団体の比較でも非常に低位にあるということなんですけども、このあたりについてどのように改善していこうというおつもりがあるのかお伺いします。

議長（秋田裕三君） 中村企画総務部長。

企画総務部長（中村 司君） 将来負担費比率につきましては、宍粟市においても改善はしてきたところでございます。ただ1点、やはり、市の公共施設等の関係ですね、あるいは市道、橋梁、上下水関係の部分につきましては、やはりこの部分につきましてはの類団は産業構造と人口の類団でございます。先ほど面積の部分を行いました、やはり非効率な部分がございます。例えば、公共施設ですと全国平均の

約2倍宍粟市は持っている、あるいは、市道につきますと3倍近く、それから、上下水に至りましては4倍近い部分の施設を持っている、その部分の社会資本の整備、それにかかった部分というのはかなりあったかなと思われます。

ですから、今後、統合の計画、あるいはこれからの老朽化に対する財源措置等も検討しながら、その部分について、いろいろと御意見もいただきたいなと考えておりますのでよろしく申し上げます。

議長（秋田裕三君） 1番、鈴木浩之議員。

1番（鈴木浩之君） 将来負担費比率、確かに類似団体は人口と産業構造だけなので、何とも言えないんでしょうけども、先ほど面積という部分で何度も出てきているんですけども、豊岡市の決算カードを見ても、豊岡市でも将来負担費比率120%ぐらいで、そんなによくはないんでしょうけどもという状況です。それよりも悪いという状況、これは非常に危機的な状況だと思いますので、是非ともこの改善に向けて計画的に財政運営していただきたいと思います。

次、ほか指標として公債費負担比率であるとか、公債費比率、公債費負担比率であれば、これ一般的な見解として15%を超えると警戒、20%を超えると危険というような形で言われているんですけども、これが宍粟市の場合、22.4、危険ラインを超えているんですね。公債費負担、これも10%を超えないことが好ましい、この比率に関しての中身に関しては、ちょっと複雑ですし、難しい話何であれしすけども、10%を超えないことが好ましいというこの比率の16.9ということで超えているあたり、このあたりで是非とも実質公債費比率みたいなのが改善されているとか、財政指標改善に向かっているというふうにおっしゃっているんですけども、非常に安心できない状況かと思っておりますので、そのあたりも含めていろんな視点から財政をチェックしていただきたいと思います。

主にとすると、大きく言えるのは地方債の残高ですね、これも平成22年度からちょっと並べてみたんですけども、まず、歳入に占める地方債、地方債を発行して歳入を賄うというところ、これよりも歳出での元金償還というのが大きくなければ、起債残高は減っていかないんですけども、平成25年度まで、平成26年度の予算ベースでは、歳入に対する地方債の額よりも歳出への元金の償還の額が大きかったですね。だから、当然、それを繰り返していけば残高は減っていくということなんですけど、平成27年、これは非常に予算委員会でも審議集中しましたけども、地方債、歳入に占めるのが36億6,430万円なんですけど、歳出で元金の償還が32億2,081万円ということで、これ確実に財政規律を乱した、崩したというふうに考えます。

この財政規律を乱した原因が、B & Gプールの過疎債の発行が原因であるのではないかというふうに思うんですけども、地方債、借りの額よりも返す額のほうが多くなければいけないんですけども、ここも非常に大きな予算編成の大方針だったと思うんですけども、これが平成27年度崩れている状況、このことに関してちょっと説明をお願いします。

議長（秋田裕三君） 中村企画総務部長。

企画総務部長（中村 司君） できたら、それは起債償還のほうが起債発行よりも少なくなるというのがありがたい話なんですけども、やはり財政力指数が4割に満たない宍粟市にとって、ある大きな事業をやると起債の発行がやはり増える年度は出てくると考えております。この起債発行によりまして、できるだけ有利な起債であとの交付税に算入していただくという部分で、公共施設あるいはさまざまな行政サービスを行っていくべきかなということで、ですから、毎年起債償還額よりも発行額が少なくなるということは、まず宍粟市では考えられないんじゃないかなというふうに考えております。

以上です。

議長（秋田裕三君） 1番、鈴木浩之議員。

1番（鈴木浩之君） 緊急的であるとか、そういったことで地方債を発行して、償還より上回る、別にそれはもう構わないと言えば構わないんですけども、別に僕も全然発行するとか、借金ゼロにするとか、そんな財政運営きつと難しいとか、不可能だとは思っています。

ただ、起債残高、これも年度ごとに並べたんですが、平成16年のとき、4町での起債残高の合計が351億2,600万円あたりだったんです。それで、住基の人口割でいくと一人当たり76万7,000円だったんですね。平成25年、これ起債残高減っているんです、327億2,900万円。ただ、住基の人口割でいくと、一人当たり78万3,000円の負担ということで、これ人口一人当たりの負担は増えています。平成27年度の予算でいくと、もうちょっと負担が増えていたんじゃないかというふうに思うんですけども、ちょっとやっぱり人口が減っていく中で、起債が減っていても、それが人口減に追いついていない、結局一人当たり残っているというか、宍粟市におられる方の負担はどんどん増していくという状況なんですけども、このあたり、どのように考えるかちょっと見解をお伺いします。

議長（秋田裕三君） 中村企画総務部長。

企画総務部長（中村 司君） 起債の部分につきましては、実質額は若干減ってい

ても、人口が減れば一人当たりの負担は増えるということは、おっしゃるとおりだろうと思います。

今後考えていかなければならないと思いますのは、やはり公共施設等の統廃合も含めまして、その辺の今後の行財政運営において大切となってきます。行政サービスというのはどこまでできるかという部分、それは財源の部分を加味して計画的なやっていかなければならないと考えております。

ただ、できるだけ住民福祉の向上に繋がる部分はやっていきたいということで、起債発行につきましても有利な部分を充当していくということで、財源の部分でいいますと、普通会計の部分でいいますと、概ね交付税で7割近くの部分が充当されるという部分になってくるとと思います。その辺の有利な部分も使いながら、住民サービスを維持していきたいと。

ですから、人口減少対策、あるいは財源の部分の財政の健全化、大きな命題があると思いますので、今後の宍粟市、総合計画も今立てておりますけれども、いろんな面で御提言等もいただけたらありがたいなと考えております。

議長（秋田裕三君） 1番、鈴木浩之議員。

1番（鈴木浩之君） 是非とも地方交付税が減っていく、交付税に大分頼っている財政運営をしているので、そこが減っていけば当然歳出抑えていかなきゃいけない、事業を精査していかなきゃいけないというのはもう明白です。地方税というか、市内での税収はあまり大きくなることは見込めていませんので、そのあたり是非ともしっかりと精査して必要なところに、無駄なところはどんどん省くということで財政規律を守っていただきたいというふうに思います。

総合計画に関する質問に移りたいと思います。

今回聞きたいというか、重点的に聞きたいのはやっぱり第1次産業の振興についてと、少子化対策・子育て支援という2項目なんですけども、まず、素案をちょっと見させていただいたんですけども、魅力と活力あふれる地域産業を育むまちということで、地域経済をどういうふうに発展させていくかということで書いてあるんですけれども、これ文章を読むと、地域活性化のためには農林・商工・観光などの産業の振興を図って、雇用環境を整備していくということが重要だと。そのためには対策を強化、相互連携これまでにない取り組みということで、ここの中心論点は、結局は雇用を確保するということが最大というか、最終的な行きつく先だというふうに文章から読み取れるんですけれども、そのように考えてよろしいんでしょうか。

議長（秋田裕三君） 中村企画総務部長。

企画総務部長（中村 司君） この総合計画につきましては、総合計画審議会のほうで、今、小委員会等も開いていただいて、いろいろな御意見をいただいてまとめていくこととなります。雇用は確かに重要でございます。というのは、その部分につきましては、やはり入り込みの人口、観光、いろんな面の産業の振興によってそれを生み出していくという考え方はあると考えております。

議長（秋田裕三君） 1番、鈴木浩之議員。

1番（鈴木浩之君） いろいろ書いてあるんですけども、この文章というか、計画は素案なので、素案だからと言われればそうかもしれないんですけども、これ何をもって第1次産業、農業、林業が振興したと考えるのかというのが全く見えてこないんです。

これ論理がぐちゃぐちゃになっていて、その現状と課題ということで、文章があるんですけど、こういうことが必要であると、こういうことに取り組んでいきたいがこういうことがまだ十分ではないとかという課題を整理しているんですけども、施策の方向性としてそれを図る、それを推進するということで、何ら具体的などころが見えないんですね。これで審議会の方々は審議しろと言われても、多分どう何を審議していいか全くわからない状況だと思います。

また、昨年、平成25年の12月に行った総合計画のアンケートに関して、この農業振興に対する満足度、これ満足が1.6%、やや満足が5.2%、この6.8%をこの農林業振興とか、商工の振興のまちづくり指標に捉えて、これを現況時より増加していくと計画になっているんですけども、そもそもこのアンケート、僕、前のどこかで指摘しているんですけど、60歳以上の方が54%、このアンケートに答えた方ですね。山崎に住んでいらっしゃる方が57%、31年以上この地に暮らしていらっしゃる方が73%、無職の方が25.4%、これ1,124人の回答があったんですけども、このところでも農業振興に対する満足度を聞かれているんです。満足から不満足まで5段階だったかと思うんですけども、これでわからないとあと不明、無回答、わからないという方が22.4%、不明、無回答が10.6%、これどのように答えていいかわからないんですよね、農業の振興に対してあなたは満足ですかと言われても。これはアンケートの項目の問題ではなくて、これをまちづくり指標に置いているということは、やる側というか、振興する側、行政側なりも何をしていいか全くわかっていないと思うんです。このあたりちょっと具体的に明らかにしていけないと、ただ補助金をつけたりとか、そういうことだけで成果は図れないと思いますし、一体何をもって農林業が振興したと考えるのか、もうちょっと具体的に教えていただきたいと

思います。

できれば、ここは総合計画もですし、市長マニフェストの実現という部分もありますので、できれば市長にお答えいただきたいんですけども、お願いします。

議長（秋田裕三君） 福元市長。

市長（福元晶三君） 冒頭も申し上げたとおり、特に第1次産業、農業あるいは林業については、これまでも継続的にいろんな形で各種施策も展開しておるわけですが、さらにそれを伸ばしていくことが、今度の計画の中では非常に重要だろうと考えておりました、特に異業種との連携、1次と2次との連携、さらにいろんな手を加えて、6次産業化していくと、こういうことがある意味のこれからの農業、林業の発展に繋がっていくのではないかなと、このように思っています。

じゃあ、具体的に何だということではありますが、今後、これまでもいろんな形で農林業施策、あるいは農業施策も御提案申し上げておりますが、さらに、それをうまく組み合わせていきながら発展させていく、このことは非常に大事なかなと思っています。

ただ、おっしゃったようにまちづくりの指標については、私もちょっと具体、大変申しわけないんですが、そこまで十分承知をしておりますので、指標になり得るかどうかは別問題にしまして、今後、農業、林業は基幹産業でありますので、特に地域創生の中で総合戦略をうまく今度の総合計画と整合させながら、組み合わせて実施していく、このことが非常に重要であると思っていますので、もう少し今後具体にお示しする中で御議論できればなと、このように思っています。

議長（秋田裕三君） 1番、鈴木浩之議員。

1番（鈴木浩之君） 是非雇用の確保ということも含めて、どういうふうなことで農林業が振興したと考えるのかということの定義づけは非常に重要だと思いますし、それを担当される職員の方、あとはそれにかかわる市民の方も目指すべきところがしっかり見えていないと、何をしたいかわからないということであれば、ちょっとしんどいと思いますので、是非ともそのあたりを明らかにしていただきたいと思っています。

国勢調査で、平成17年の国調では、1次産業の従事者1,147名、5.3%、これ平成22年の国調では992名、5.1%というように、どんどん減っていています。1次産業がこれだけ少ないということは、従事されている方が少ないということは、やっぱり2次産業、3次産業がいくら発展しても6次産業というのは足し算ですので、1+2+3での6ですので、掛け算だったら1があってもなくても一緒なんですけ

ども、足し算ですので、是非ともその1次に従事される方を当然増やす、その生産を増やすということはほかの産業分野にとっても重要かと思しますので、是非ともそのあたり御検討ください。

ちょっと時間がなくなってきましたけども、ちょっと子育てというか、少子化対策のことを最後にお伺いしたいと思います。

また、子どもが健やかに育つまちづくりということで、総合計画の中で、今度また上がってくるとは思うんですけども、ちょっとやはり考えていただきたいのは、産むことと育てること、これがちょっとごっちゃに議論されていて、ちょっとはつきりわからないことがありますて、実際には産むという意味、これはやっぱり子どもがどんどん、産めないわけではないんですけど、子どもを新しく産まれる方は少ないです。波賀、千種からも山崎の公立病院とかに出てくる時間とか距離、たつのであるとか姫路であるとか、そういったところにいっぱい産科とか婦人科がありますので出かけられると思うんですけども、宍粟市の場合、そのあたりがやっぱり出産に対する不安、これ将来に対する不安であるとか、教育費がかかるという経済的なことよりも、産むということに関する不安であるとかということが、ちょっとやっぱり大きいのかなということを思います。

できれば、これ提案というか、できるかどうか聞きたいんですけども、波賀、千種等の診療所でそういった健診は受けられないのか、あと看護師さんが家庭に訪問していただくとか、あと病児・病後児保育、これの早期実現も非常に重要かと思えますけども、そのあたり今後どのように展開していくか教えてください。

議長（秋田裕三君） 浅田健康福祉部長。

健康福祉部長（浅田雅昭君） それでは、私のほうから診療所での健康診断等の御質問が出ましたので、その点にお答えをさせていただきたいと思います。

いわゆる特定健診も含めて、今いろんな検診をやっているわけですけども、今、各それぞれの総合病院も含めてですけども、やはり設備の問題、それから一般の患者さんとの一緒に検診ができるかどうかというところもございますので、やはり、いろんな病院、あるいは診療所でのいろんな健診については、やはり一般の患者さんとの分けた対応がもう必要になってこようかというふうに思いますので、設備、人員等々の問題から、これは将来に向けた検討課題ということになるかと思います。

議長（秋田裕三君） 1番、鈴木浩之議員。

1番（鈴木浩之君） 訪問で妊婦さんがいらっしゃる家庭に行くというようなこと

はないんでしょうか。

議長（秋田裕三君） 浅田健康福祉部長。

健康福祉部長（浅田雅昭君） すみませんでした。今もこんにちは赤ちゃん事業ということで、それぞれ保健師がそれぞれのお子様生まれた家庭訪問をする中で、子どもの生育の状況、あるいは育児に対する不安・相談を行っております。そういう訪問もやっておりますし、それから、各それぞれの保健福祉センターへ来ていただいて相談等もしております。

以上です。

議長（秋田裕三君） 1番、鈴木浩之議員。

1番（鈴木浩之君） 私が言っているのは、産むときの不安の軽減のことを言っているんであって、保健師さんの生まれた後の子育てという部分では非常にあれだと思んですけど、医療という意味では看護師さんであるとか、お医者さんであるとか、そういった方が家庭を訪問されるとか、病院まで出て来いではなくて、先生が出向いていただいたら非常に産むということに関する不安は軽減されるのかなと思んですけど、どうでしょうかね。

議長（秋田裕三君） 浅田健康福祉部長。

健康福祉部長（浅田雅昭君） 産むという中の不安にはどういうことがあるのかというと、いろんな要素があると思います。その部分については、また別として御質問のドクターまた看護師がそれぞれ家庭に訪問するというのは、例えば、それがどういう形で実施するのか、診療として行うのか、その辺の関係もございまして、なかなかできるできんというのは、非常にいろんなハードルは検討していく課題だと思います。今日のところは、それは非常に難しいというお答えをさせていただきます。

以上です。

議長（秋田裕三君） 1番、鈴木浩之議員。

1番（鈴木浩之君） あと、やっぱりもし小さいときに体が弱かったりとか、風邪をひいたりとか、保育所に預けられないような状況が続くということの不安というものもあると思んですけど、それが、病児・病後児保育のニーズというか要求に繋がっていると思んですけども、そのあたりどのように今後整備されていくのか、受け入れ等の計画を教えてください。

議長（秋田裕三君） 浅田健康福祉部長。

健康福祉部長（浅田雅昭君） 病児・病後児保育につきましては、このたび策定し

ました子ども・子育て支援事業計画の中で計上しております。今回は、平成27年度から5カ年の計画ですので、その中で配置に向けて整備を検討するという状況になっております。時期については今後の検討ということになるかと思えます。

以上です。

議長（秋田裕三君） 1番、鈴木浩之議員。

1番（鈴木浩之君） 是非とも、今いろんなところで話題になっているフィンランドのネウボラという制度、妊娠したらもうネウボラという場所ですけども、そこに行って出産・子育て全て同じところで同じ方と相談し合うという制度、これが非常に普及し出していますし、非常に注目されているので、是非研究してください。

あとちょっと残り少ないんですけども、就学前教育と学校教育の充実も同じ計画の体系の中に入っているんですけども、就学前教育について、これはもう言いたいことだけ言います。

小学校への滑らかな接続であるとか、こども園への円滑な移行、これは幼児教育というか、就学前教育にそんなことは実際求められていませんし、そんなことで教育をする場ではないと思いますので、そのあたり実際、幼少期にどういう教育が必要なのかということを考えて、是非計画してください。

あと、学校教育の充実については、まず計画の素案、これ文章めちゃくちゃです。まちづくり指標の中で、国語の授業の内容がわかるという児童生徒の割合というのを81.2%から上げていくというふうに言っていますけども、こういった状況では心もとないので、是非ともそのあたり文章チェックも含めてしっかりと精査して、いい計画になるようにしていただければと思います。

以上です。

議長（秋田裕三君） 答弁は要りますか。

1番（鈴木浩之君） あれば。

議長（秋田裕三君） 西岡教育長。

教育長（西岡章寿君） 御指摘いただいた分については、しっかり精査して今後の取り組みに生かしていきたいと思っております。

議長（秋田裕三君） これで、政策研究グループ「グローバルしろう」、鈴木浩之議員の代表質問を終わります。

休憩に入ります。

午後1時まで休憩をいたします。

午前11時07分休憩

---

午後 1時00分再開

議長（秋田裕三君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

続いて、市民クラブ政友会の代表質問を行います。

通告に基づき発言を許可いたします。

17番、伊藤一郎議員。

17番（伊藤一郎君） 17番、伊藤です。よろしくお願いいたします。

まず、3歳児からの幼児教育について質問いたします。

合併当初5年でもって宍粟市内の公的格差をなくする方針がなかなか進まなかったのが、何とか10年を迎えて格差の解消が大方できました。まだ、保育所の通園バスなど補助金格差が残っていますが、今回の教育委員会が出されている3歳児幼児教育について、3歳児の幼児教育の進め方は、新たな公的格差を生んでいませんかという疑念を抱いています。

平成25年1月に出された「しそうこども指針」には、3歳児の全ての子どもに対する集団を通した幼児教育がうたわれています。「しそうこども指針」、平成25年1月、宍粟市教育委員会のこの分なんですけども、内容を読みますと、教育保育施設、生きる力の基礎を育成の第2番目の項目で、3歳からの全ての子どもに対する集団を通した幼児教育と書いてあります。

そして、「初めに」という内容の中に、「幼稚園、保育所、認定こども園においては、乳幼児期の教育、保育は将来にわたる人格形成の基礎を養う極めて重要な問題であることを踏まえ、子どもの速やかな成長に資する良好な環境を整備し、3歳からの全ての子どもに対する集団を通した幼児教育とゼロ歳からの保育を必要とする子どもの乳幼児教育を一体的に行うことを目指し、生きる力、健やかな体、豊かな心、確かな学力の基礎の育成に向けた教育・保育内容の構築と実践を図ります。」とこう書いてあります。

市当局は、この教育委員会の指針が出たときにおいて、この指針を達成するための行動計画をつくらねばならないと私は考えるんですけども、市長の見解をお聞きいたします。

平成25年度の「しそうこども指針」は、前教育長のときに出されています。新たに西岡教育長になられました。引き継ぎはどのようになされたのか、教育長にお聞きいたします。

子ども・子育て支援事業計画では、こども園の整備に伴い、3歳児幼児教育を推

進するとなっています。都市部と違い宍粟市周辺の子どもの減少が著しく、例えば、平成27年4月1日の住基データによりますと、少ないところでは、戸原小学校7人、ゼロ歳児です、伊水小学校11人、都多小学校4人、染河内小学校8人、下三方小学校6人、三方小学校6人、繁盛小学校3人、波賀小学校11人、千種小学校11人となっております。

保育所と幼稚園が同じところでこども園として統合される方針に対して、私は正しいと考えています。しかし、旧山崎町の市街地においては、民間の保育所が数多くあり、3歳児の幼児教育がいつなされるのかがわからない状況であります。この点について教育長の見解をお聞きいたします。

次に、預かり保育・学童保育についてお聞きします。

一度前に一般質問したことがあります、「預かり保育・学童保育を午後7時まで延長されたい」とのことです。波賀町の担当者にお聞きしますと、波賀町では延長時間の要望がないとのことでした。理由は各家庭に祖父母がおられるからということですが、山崎町では切実な問題となっています。姫路市街に勤務すると、帰ってくるのが7時ごろとなるからです。私の娘も姫路に勤めていて、夜勤があるときは、相生に勤めている婿さんが帰ってくるんですけど、それが大概帰ってくるのが7時過ぎです。そういうことを考えると、大体山崎に帰るのが7時ごろになってくると思います。子ども・子育て支援として、是非とも再考を求めます。

以上です。

議長（秋田裕三君） 伊藤一郎議員の代表質問に対し、順次答弁を求めます。

福元市長。

市長（福元晶三君） それでは、市民クラブ政友会代表の伊藤議員の御質問大きく2点いただいておりますので、私のほうからは行動計画の關係の市長としての見解をとこうということでありますので、その点でお答えを申し上げたいとこのように思います。

「しそうこども指針」にお示しをしております3歳からの全ての子どもに対する集団を通した幼児教育については、幼保一元化を進める中でこども園によって実施をすること、このようになっております。本市の行動計画であります子ども・子育て支援事業計画に基づき、できるだけ速やかに等しく幼児教育を受けられる環境を整える必要があると、このようには考えております。

宍粟市としては、御存じのとおり少子化がますます進行する現状におきまして、とりわけゼロ歳から5歳まで集団化を図る中で、保育・教育を的確に提供できるよ

う、これまでも引き続き地域や保護者の皆さんと十分協議をしながら幼保一元化による認定こども園の設置に取り組んでまいりたいと、このように考えておりますので、よろしく願い申し上げたいと思います。

議長（秋田裕三君） 続けて、西岡教育長。

教育長（西岡章寿君） 私のほうからは、「しそうのこども指針」の引き継ぎ等についてお答えさせていただきます。

「しそうこども指針」は、平成25年1月に就学前の全ての幼児教育・保育環境の充実と子育てを支援する環境づくりを図るということを目的として、宍粟市教育委員会が定めたものであります。

この指針に基づき引き継ぎをし、今後も幼児教育・保育環境の充実と子育て支援に取り組んでいきたいと、このように考えております。

次に、旧山崎町内における3歳児の幼児教育についてであります。御存じのように宍粟市内では幼稚園の利用者が年々減少しております。一方で、保護者の就労により保育を必要とする子どもが年々増加していると、そういう傾向にあります。このような現状におきまして、旧山崎町内におきましても、就学前の子どもの集団の規模の適正化を図ることが必要であると、そのように認識しております。

子どもの利益を最優先にできるだけ速やかに幼保一元化を図るべく、保護者また地域の皆さん、担い手となる民間保育所との協議を図っていこうと、今、取り組んでいるところであります。

それから、預かり保育と学童保育の開所時間の延長の件であります。学童保育につきましては、平成27年4月1日に児童福祉法が改正されまして、対象者がこれまでの3年生から6年生に拡充されました。今後、さらに利用ニーズが高まることも予想されています。

預かり保育、また学童保育は、就労支援という目的とともに集団の中での健全な育成という設置目的があるわけですが、家庭での保育の補助的なものと考えます。したがって、開所時間を延長することは、就労支援の面からは大変有効であると考えますが、家庭での保育教育という観点からは、現在の午後6時がよいのではないかというふうに考えております。

しかし、今後は利用者の御指摘いただきましたニーズを十分に把握しながら、その必要性についても検討をしてまいりたいと思っております。

以上でございます。

議長（秋田裕三君） 17番、伊藤一郎議員。

17番（伊藤一郎君） 宍粟市立幼稚園設置条例、平成17年の第3条ですかね、幼稚園の保育年限は2年とする。ただし野尻幼稚園は3年とするというやつがここにあるんですけども、平成20年4月1日から施行するという、これを持っているんですけども、これは今の市長も教育長も言われた認定こども園を前提とした条例ですよ。恐らく認定こども園は外部的にはどんどん進んでいって、この3年のうちぐらいにはまとまってくると思うんですけども、私が気になるのは、旧町の今、民間の保育所がたくさんおられる、そこはある意味でいったら認定こども園と見てもええわけですね。そこには既に3歳児、4歳児、5歳児がそこにおるわけですから。だから、山小なんか今年なんかは11園から来ていますから、あっちやこっちの保育所から集まってきているわけですよ。だから、その考え方をどのように教育委員会は考えておられるのか、ちょっとそこをお聞きしたいと思います。

議長（秋田裕三君） 藤原教育部長。

教育委員会教育部長（藤原卓郎君） 少し事務的なことですので、私のほうから答えさせていただきます。

山崎町内の3歳児教育につきましても、先ほど教育長が申しましたように、認定こども園で実施することについては御指摘のとおりです。

また、議員が言われますように、山崎町内にたくさんの民間保育園がありますので、事務局としましては、認定こども園が民間の経営を圧迫しないよう、民間の力をお借りして進めていくことにしております。そのため今年度、今現在やっております民間保育者の意向をお聞きして、その経営についてどうかということで意向を聞くということを進めております。

以上です。

議長（秋田裕三君） 17番、伊藤一郎議員。

17番（伊藤一郎君） それはそれとしてええんですけどね、外れる人がおるでしょう、その中で。例えば、民間保育所におられる人は、ある意味で言ったら、3歳児教育を受けているわけですよ。でも、幼稚園に行かれている人がおられるでしょう。その幼稚園は2年保育です。3年保育じゃありませんね、今。その幼稚園に行かれている人の対象者は、一体その3歳児教育はどないすれば受けられるんですか。

議長（秋田裕三君） 藤原教育部長。

教育委員会教育部長（藤原卓郎君） 宍粟市としまして3歳児教育については、認定こども園の見通しが立ったところについては実施するというところでやっております。波賀の幼稚園がそうでありますように、そういう姿勢でありますので、山崎町

内におきましても、認定こども園のめどがついたところから3歳児教育をするということは変わらないということであります。

議長（秋田裕三君） 17番、伊藤一郎議員。

17番（伊藤一郎君） 市長にお聞きしますね。今の話はおかしいでしょう。できるだけ対象の教育なら特にそうですけれども、平等にやっけていかなあかん、そやさかいにある部分はそのないしてちゃんと3歳児教育をやっていきましょう。というのは、今の教育委員会の姿勢は旧山崎においては、いつまでもかちぼかされるということですね、その3歳児教育は。そういうことを市長として認められるんですか。

議長（秋田裕三君） 福元市長。

市長（福元晶三君） 今教育部長が御答弁申し上げたのは、3歳児いわゆる保育所へ行っている以外幼稚園で2歳児、該当の人たち何人になるかわかりませんが、それを放っとくというのではなしに、市としては3歳児教育は幼保一元化の中で、認定こども園で提供していきましよう、この方針は変わらないと、こういうことあります。

したがいまして、今保育所では、保育所指針の中で3歳児教育も保育・教育の中で提供していこうということで、もう既にやっていただいております。しかしながら、幼稚園の今の条例では、2年保育、2年教育になっておりますので、幼稚園等を希望される3歳児の皆さんに対しては、現状では提供しておらないと、こういうことあります。したがいまして、できるだけ市としては、認定こども園の設置に向けて最大限努力することが必要であると、このように思っています。

議長（秋田裕三君） 17番、伊藤一郎議員。

17番（伊藤一郎君） 何年をめどにされているのか、教育委員会のほうにお聞きします。

議長（秋田裕三君） 西岡教育長。

教育長（西岡章寿君） 具体的に何年というのは、ちょっと進行ぐあいもありますのでお答えできませんが、御存じのように宍粟市子ども・子育て支援事業計画が今年度の4月から平成32年5月までの5年間で1期とするということで計画が上がっております。この計画に基づきまして、「しそうこども指針」に基づき3歳児からの教育を実施していきたいと。しかも手法としましては、認定こども園というふうなことで考えておるところでございます。

議長（秋田裕三君） 17番、伊藤一郎議員。

17番（伊藤一郎君） ほな5年たったら3歳児は全員幼児教育がされると思って

いいんですか。

議長（秋田裕三君） 西岡教育長。

教育長（西岡章寿君） 5年という第1期の計画はあるわけですが、今現在取り組んでおります計画も10年を迎えようとして、まだやっと千種の認定こども園ができたというふうな状況なので、大変遅れているということは認めておりますし、延期ということにつきましても3月議会でも答弁したとおりでありますし、最大限の努力をして、皆さんの思いに添えるように取り組んでいきたいということでございます。

議長（秋田裕三君） 17番、伊藤一郎議員。

17番（伊藤一郎君） 施設をある意味で整備しなくちゃこれに対応できない、お金もかかります。私の感覚で言うたら、やっぱり3年をめどに整備するのが妥当じゃないかと思うんですが、市長どない考えられますか。

議長（秋田裕三君） 福元市長。

市長（福元晶三君） 先ほど教育長が御答弁申し上げたとおり、今現在の計画については一定の年限がくるので、これから延長しながらできるだけ早くということでもありますので、もう少し議論を深めてきちっとしためどを立てていかないかと、こういうことではありますが、御承知のとおり、この4月より子ども・子育て支援法がいよいよ施行されておりまして、その支援法の中で総合的かつ計画的に行うことということで、市町村の責務があるわけでありまして、それに基づいて一定の計画を明確にしていけないかと。

ただし、先ほど少し出ておりましたとおり、山崎町内にあっては、一定の社会福祉法人さんがそれぞれやられておりますので、そことの調整が非常にバランスがあるだろうとこう思っておりますので、今後、できるだけ速やかにということで、その方々とも十分議論を踏まえながら地域の動向、あるいは保護者のニーズを的確に捉えながら進めていくことが肝要だと思っております。しかしながら、いつまでもというわけにはいきませんので、できるだけ速やかに計画を策定していきたいと、このように思っております。

議長（秋田裕三君） 17番、伊藤一郎議員。

17番（伊藤一郎君） 議会もこれに対しての意見、幼稚園を含め3歳児教育の速やかな確保が必要であるという意見書を出しております。この点については、後で質問が出ていますので、そこで十分やっていただければいいなと思っております。

次に、預かり保育について、預かり保育よりも学童保育のほうがなんです。私が気

になっているのは。それは、教育長、保育所はある意味で民間は特に8時ぐらいになっても、お母さんが遅くなってもちゃんと見てくれているわけです。それでやっぱり民間の保育所を希望される人が多いわけですね。だから、今年の1年生が入るときに、その両親がどこに勤務して何時やったら迎えに来れるかという調査をされましたか。ちょっとそれをお聞きします。

議長（秋田裕三君） 西岡教育長。

教育長（西岡章寿君） 今、新しく入った学童の子どもの調査ということを知りました。私ちょっとその部分手持ちがないので、今はお答えできませんので、後ほどお答えしたいと思います。申しわけありません。

議長（秋田裕三君） 17番、伊藤一郎議員。

17番（伊藤一郎君） 山崎は、なかなか就職する場所がないんですよ。やっぱりよそへ働きに行かなきゃあない。その人らは、まあ言ったら穴粟にとって大事な人ですよ、外貨稼いできてくれるわけですから、市にとって。だから、そういう人らが本当に子どもを安心して育てられるような環境をつくってやるというのは、ある意味で私たちの責務であろうと思うんです。

それで、やはり1年生に入る子どもの親が、両親ともどこで仕事をされて、何時ごろになったら帰ってこれるのか。それで、その親にはおじいさん、おばあさんがおってるのか、おってないのか、そのおじいさん、おばあさんは病気で寝たきりなのか、健康なのかどうか、それぐらいのことを調査しておかないと、本当に親御さんというのは、ほんまに困ってしまうんですよ。それで、あっちこっち探して、私のところへ言ってこられた方も民間の保育所へ頼みに行ったけど、うちの保育所で卒業した子は見るけども、よその保育所へ行ったら子は見ませんとかって断られたりね、そういうことがあるわけですよ。だから、そういうことをやっぱりしっかりとつかまえて、まずはニーズをつかまえてもらいたいと思うんですけど、どうですか。

議長（秋田裕三君） 西岡教育長。

教育長（西岡章寿君） 御指摘のとおりだと思いますが、ただ家族のことについてはあまり深く調べるというのもプライバシーの件がありますので、その辺も十分精査したいとは思いますが、何時ごろに帰ってこれるというようなことにつきましては、十分聞き取りもできるでしょうし、その辺については対応できることは対応していきたいとこのように思っています。

また、その延長時間につきましては、本当に現実的に人手がなくて困っていると

ということもありまして、その辺の人的な部分も考えながら、今後、今御指摘の部分につきまして、十分考えていきたいとこのように思います。

議長（秋田裕三君） 17番、伊藤一郎議員。

17番（伊藤一郎君） 全部が全部じゃないと思うんですよ。ほんまに限られたところだけがそういう要望があるんだらうと思うんで、よく調査してやっぱり必要だと思うところには、7時までぐらいは最低限見られるような体制をつくっていただきたいなと思って、終わります。

議長（秋田裕三君） これで、市民クラブ政友会、伊藤一郎議員の代表質問を終わります。

続いて、日本共産党宍粟市会議員団の代表質問を行います。

通告に基づき発言を許可いたします。

14番、山下由美議員。

14番（山下由美君） 14番の山下です。代表質問を始めます。

高過ぎる国民健康保険税と介護保険料の引き下げを。

高過ぎる国民健康保険税や介護保険料の軽減は市民の願いです。国民健康保険税、介護保険料減免分に対する一般財源の繰り入れを決断し、負担を軽減するべきではないのか、市長にお尋ねいたします。

続いて、介護保険の利用料の減免を。

高過ぎる介護保険料を何とか払っても、1割の利用料がかかるので、必要なサービスを使えない人が多くおられます。重度化を防ぐためにも、必要なサービスを使えるようにするべきです。介護保険の利用料の減免を行うべきではないのか、市長にお尋ねいたします。

外出支援サービスの充実を。

もともと外出支援サービスは、その必要性を感じている住民の要求によりつくられたものであり、その内容も高齢者や障害者の代表が加わった協議会で話し合いを重ねながら決定されました。それが今、行政側の判断で再三、サービス内容が変更されてきています。利用する人たちの意見を取り入れないと、利用者が必要とするサービスから離れてしまうのではないかと、市長のお考えをお尋ねいたします。

以上、1回目の質問です。

議長（秋田裕三君） 山下由美議員の代表質問に対し、順次答弁を求めます。

福元市長。

市長（福元晶三君） 山下議員の代表質問にお答えを申し上げたいと思います。

大きく3点いただいておりますので、順次お答えさせていただきます。

まず最初に、国民健康保険税の引き下げのことではありますが、国民健康保険事業は、御承知のように特別会計として独立採算を基本として運営をしております、加入者の医療費の増大などにより財源不足が生じる場合には、保険税率を改正して財源を確保することを原則としており、このことは十分御承知のとおりだと思われはありますが、今後も特定健診の受診率などを向上させ、さらなる疾病の早期発見・早期治療による医療費の抑制に努め、一般会計からの繰り入れに頼らず、将来にわたり持続可能で安定した国民健康保険事業会計の運営を図りたいと考えております。したがって、繰り入れにつきましては原則的に行うべきではないと、このように考えております。

次に、介護保険料の減免に対する一般財源の繰り入れについてではありますが、このことについては、3月議会でも御答弁を申し上げましたとおり、法定割合を超えた一般会計からの繰り入れについては、現在考えておりません。

次に、介護保険の利用料の減免をすべきではないかと、この御質問ではありますが、所得の低い方には負担軽減措置が設けられておるところであります。社会福祉法人等による利用者負担の軽減や居住費・食費の負担軽減、高額介護サービス費の支給などを実施しており、引き続き制度によりまして軽減を実施していきたいと、このように考えております。

ただ、将来予測におきましては、団塊の世代が後期高齢者となられる2025年、平成37年ではありますが、第9期の介護給付費は約50億円、介護保険料標準月額にしますと約7,500円と見込まれております。

被保険者をはじめ市においても大きな財政負担が今後予測されることから、今後におきましても、引き続き国や県に持続可能な介護保険制度となるよう要望を行ってまいりたいとこのように考えております。

最後の3点目の外出支援サービスの充実、この件ではありますが、今回の見直しにつきましては、新たな公共交通の実施にあわせた見直しであります。制度創設時に設置したような協議会の設置は予定しておりません。先ほど御質問にあったとおり、外出支援サービスは当初できたときには、いろいろ協議会に加わっていただいて、公共交通の法定の協議会の中で十分議論した経過、このことは十分承知しております。

ただ、見直し内容の説明であったり、新たな公共交通の利用のお願いなど、今回、計画しております公共交通については、市民の方々、特に高齢者の皆さん、あるい

は障がいのお持ちの方々の理解と協力が不可欠であろうと、このように考えております。そのためには、関係団体等に今後お集まりいただき、制度の説明であったり、あるいは実施にあたっての意見交換の場を設けていきたいとこのように考えておりました。その中でいろいろと御意見をいただきたいとこのように思っていますので、よろしく願い申し上げます。

以上です。

議長（秋田裕三君） 14番、山下由美議員。

14番（山下由美君） それでは、再質問いたします。

まず、国保税の引き下げから再質問をいたします。

兵庫の国保という統計資料がホームページで公表されておりますが、平成23年度分を見ると、宍粟市の一人当たりの国民健康保険税は9万4,406円で、県下41自治体中6番目の高さであります。ところが、使っている医療費は一人当たり31万2,921円であり、県下41自治体中35番目の低さであります。

宍粟市は、兵庫県下のほかの自治体と比べて、医療費を使っていないのに保険税が高いという特徴があります。この原因をどのように分析しておられますか。

議長（秋田裕三君） 小田市民生活部長。

市民生活部長（小田保志君） お答えをさせていただきます。

宍粟市の国保加入者の状況を見ますと、やはり高額所得者層が多いということ、逆に、低所得の家庭につきましては少ないような傾向がございます。ですから、税の負担ということにつきましては、おのずと総体的に上昇するというようなことが傾向として見られます。

医療費については、先ほど議員さんのほうからお話がありましたとおり低いということ、その分、高額になった分につきましては、低所得者層につきましては7割軽減、5割軽減、2割軽減の軽減措置をさせていただきまして、一般会計のほうから国県の負担金をあわせて繰り入れのほうをさせていただいておるというような状況でございます。

議長（秋田裕三君） 14番、山下由美議員。

14番（山下由美君） 続いて、国保の質問をさせていただきます。

2012年の厚生労働省の国民健康保険実態調査によりますと、国民健康保険加入者の43.4%が無職、続いて多いのがほかの被用者保険の加入対象とならない人々、派遣やパートなどの非正規雇用の人々が35.2%、自営業14.7%、農林水産業2.8%となっております。

この調査から国民健康保険には、無職や非正規雇用の人たちが多く加入しておられるということがわかります。所得の低い人を対象としたほかの医療保障制度は、生活保護の医療扶助しかないので、生活保護の手前の安全網として機能しているのが国民健康保険であると言えます。

先ほど述べましたような傾向がこの宍粟市にも当てはまるのかどうか、お答えください。

議長（秋田裕三君） 小田市民生活部長。

市民生活部長（小田保志君） 国保制度そのものにつきましては、やはり年金の生活者の方々ということで、総体的に所得が低いその方々が加入をされているというようなことで、制度自体、財政の基盤が脆弱だというようなことは十分認識しておりますし、国のほうでも平成30年度に市町のほうから主体のほうは都道府県のほうへ移るというようなことで、もう少しボトムアップというんですか、国とか県とかの負担を増やそうとか、そういったことも検討されております。

その中で、今の制度がどういいますか、被保険者の負担を減らそうということで繰り入れとか、あと保険者の安定的な運営ができるような繰り入れとか、そういったもので今乗り切っているところでございます。

今後につきましても、県へ将来的に移行していくわけですが、今まで一般会計と別に特別会計で、受益者の負担と言いますか、独立採算でやってきたということをややはり尊重しながら、これからも粛々と独立採算ということで、法定外の繰り入れは原則やらないというような方向で、今後も進めていきたいというふうに考えております。

議長（秋田裕三君） 14番、山下由美議員。

14番（山下由美君） 西播社会保障推進協議会、これの調査資料によりましたら、2014年3月末時点でのデータでありますけれども、宍粟市の全世帯数1万4,553世帯のうち国保加入世帯が5,953世帯で、40.9%を占めております。

この国保加入世帯5,953世帯のうち、所得が100万円未満の世帯が3,064世帯あります。国保加入世帯のうち、所得が100万円以下の世帯が51.5%も占めているという事実があります。かなり厳しい生活ではないかと思えます。保険税を滞納されている世帯も817世帯あります。この世帯には、短期保険証の発行や資格証明書の発行、財産の差し押さえ等の制裁措置が行われております。4月の民生生活常任委員会におきまして、総合病院の医療費の滞納についての説明がありました。保険税を滞納し、実質無保険状態の人の受診の数を尋ねますと、1カ月に20件はあるという

説明がありました。若い人が増えているそうです。恐らく不安定労働で、保険税が納められず、病状が進み、どうしようもなくなり保険証を持たずに受診されるのだと思います。

このような状況があるので、保険税を払えない国保の加入世帯の生活や労働の実態、健康状態を把握する必要性とともに、高過ぎる国民健康保険税を引き下げることが急務であると私は思いました。市長は、この現状をどのようにお感じになりますか。高過ぎる国民健康保険税を、やはり一般会計からの法定外の繰り入れを行ってでも引き下げるべきだというふうには感じられませんか。思われませんか。

議長（秋田裕三君） 福元市長。

市長（福元晶三君） 先ほど当初にお答え申し上げたとおり、繰り入れについては原則的に私は行うべきではないと、現状ではそのように考えております。

議長（秋田裕三君） 14番、山下由美議員。

14番（山下由美君） この国保を歴史的に見ますと、やはり国が医療費抑制策ということで、国庫負担を削減してきております。そのために多くの自治体では、地域の医療や市民の健康を守るために、一般会計からの法定外の繰り入れを行って保険税を下げてきております。

宍粟市におきましても、平成22年度に田路市長の時代であります。7,000万円を一般会計から繰り入れて、国民健康保険税の引き下げを行っております。1世帯当たり平均で年間1万円以上の引き下げが実現しております。しかし、それ以降は残念ながら宍粟市においては、一般会計からの法定外の繰り入れは行われておりません。合併前の旧町におきましては、山崎町以外は一般会計からの法定外の繰り入れを行ってきておりますが、そこで、近隣の自治体を見てみました。

一般会計からの法定外の繰り入れを行って、保険税を引き下げているところがほとんどでありました。西播社会保障推進協議会の2014年度の資料により、一般会計からの法定外の繰り入れを行っている近隣自治体を見ますと、姫路市も相生市も赤穂市もたつの市も福崎町も市川町も佐用町も上郡町も一般会計からの法定外の繰り入れを行い、保険税を引き下げしております。

これを見ますと、日ごろから自治体が地域住民の医療とか健康について、どのように考えているのかがうかがえるのではないのでしょうか。

宍粟市においても、やはり一般会計からの法定外の繰り入れを行って、地域の医療や市民の健康を守る方向で、市政を行うべきではないですか。近隣自治体で行わ

れていることがなぜできないのか、市長お答えください。

議長（秋田裕三君） 福元市長。

市長（福元晶三君） 繰り返しになりますが、繰り入れについては先ほど御答弁申し上げたとおりであります。私もその協議会の資料を十分把握しておりませんので、一度またそれも見て十分検討もしていきたいとこのように思うんですが、この国保の財政を含めた、あるいはこれからの持続可能なということで、市長会であるとか、あるいは近隣の西播磨の市長会でもいろいろ議論して、繰り入れについても議論したところではありますが、私は承知しておりますのは、近隣の市町の中で今おっしゃったところについても、全部じゃないですけども、繰り入れを行っていないということを首長からも話も聞いておりますので、その点私自身も確認してみたいとこのように思います。

議長（秋田裕三君） 14番、山下由美議員。

14番（山下由美君） しっかり確認して、法定外の一般会計からの繰り入れを行ってほしいと思います。

そこで、私がこの兵庫県下の他の自治体、一般会計からの法定外の繰り入れを行っているところが非常に多いということから、宍粟市が兵庫県下の他の自治体と比べて医療費を使っていないのに保険税が高いのは、これは一般会計からの法定外の繰り入れを行っていないからではないか、一つ原因としてこれも上げられるのではないかと思います。どうでしょうか。

議長（秋田裕三君） 小田市民生活部長。

市民生活部長（小田保志君） 他市町に比べて繰り入れが少ないというのですが、先ほども申し上げましたとおり、低額所得の世帯につきましては7割、5割、2割の軽減、減免措置をしております。

その減免された金額につきましては、一般会計から補填をするというようなことで、その対象の世帯がほかの都市に比べて少ないというようなことから、法定内の繰入金については、他市町と比べましては若干少ないというふうなことが言えるというふうに考えます。

議長（秋田裕三君） 14番、山下由美議員。

14番（山下由美君） ちょっとわかりづらかったんですけども、医療費を使っていないのに保険税が高いのは、一般会計からの法定外の繰り入れを行っていないからではないですか。どう思われますかということに明確に私にもわかるようにお答えください。

議長（秋田裕三君） 清水副市長。

副市長（清水弘和君） 全体のことでございますので、お答え申し上げます。

宍粟市が医療費が低いにもかかわらず税の負担が高い、これについては順位としては御質問のとおりでございます。それは市民生活部長もお答えをいたしましたように、所得階層の方が比較的高いということが原因でございます。現在、軽減額プラス税額、これを一人当たりで割ったものがどれぐらいの額になるかを検証をしております。一般的には、所得が高いということは軽減が少ないと、他市町のほうが所得が低いから軽減が多い、その分税が少ないという傾向がございます。正確な順位については、現在把握はできておりませんが、主な原因はそれが原因であろうというふうに思っております。

ただ、特別な事情で繰り入れ等をされている自治体もないこともございません。それはその分は低いというのは事実でございます。

議長（秋田裕三君） 14番、山下由美議員。

14番（山下由美君） 今後の参考にしたいと思っておりますので、そういったことのはっきりとわかる資料を提出願いたいと思っておりますが、いかがですか。

議長（秋田裕三君） 清水副市長。

副市長（清水弘和君） 整理ができましたときにはお示しをしたいと、このように思います。

議長（秋田裕三君） 14番、山下由美議員。

14番（山下由美君） この国民健康保険税にいたしましても、兵庫県下41自治体中6番目に高い、この6番目というのは平成23年度の調査分です。また介護保険料におきましても、平成27年度調査分で兵庫県下41自治体中5番目に高い、本当にそういった自治体であります。

そこで、本当に思うんですけれども、市長は地域住民の医療や健康、そして介護についてどのように考えておられるのか、やはり、そのところは私は一番市長として大切にしなければならないのではないかと、こういったところに税金を使っていく、どこにお金を使っていくかというのも市長の権限であり、市長の姿勢であると思うんです。

そこで、市長は住民の医療や健康、そして介護についてどのように考えておられるのか、お尋ねいたします。

議長（秋田裕三君） 福元市長。

市長（福元晶三君） 私は常々申し上げておりますとおり、市民の健康、あるいは

安全・安心、住みよさを追及する、当たり前のことではありますが、その方向で施策を進めていきたいと、このように考えております。

議長（秋田裕三君） 14番、山下由美議員。

14番（山下由美君） そのためには、今高過ぎる国民健康保険税、あるいは介護保険料を引き下げのために、他の自治体で行っている、また合併前の旧町では山崎町以外が行っていた一般会計からの法定外の繰り入れを考えないといけない、そのように思います。

続いて、介護保険の利用料の減免について質問させていただきます。

当局より提出をしてもらった今年4月からの第6期介護保険料の所得による保険料段階別人数を見てみますと、平成27年度の仮算定時の各人数ですけれども、保険料が基準月額5,900円よりも低くなる低所得の人が半数近くいらっしゃいます。

生活のための水光熱費、被服費、食費、医療費、交際費等を払って、介護保険料を何とか払っても介護サービスを利用するには1割の利用料がかかってきます。確かに高額介護サービス費等ありますが、所得が低く上限を超えるところまでのサービスを使えないという人もいらっしゃいます。

近隣の自治体を見ますと、福崎町が訪問介護と通所介護の利用料を半額助成しております。まちの高齢者に対する姿勢が伺えます。私はこの使いたいサービス、必要なサービスを使うことができるということによって、重度化を防いで介護に係る費用の削減にも繋がっていくと思います。

高齢になっても寝たきりにならずに、できないところを助けてもらいながら自立して生きていける、そんな宍粟市をつくるために、やはり利用料の減免を考えるべきではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

議長（秋田裕三君） 浅田健康福祉部長。

健康福祉部長（浅田雅昭君） やはり介護保険制度というのは、国全体の統一的な制度でございますので、冒頭ありました一般財源の繰り入れについても、法的には規定がございません。いわゆる法的な規定に基づいた負担割合、国、県、市、それから各被保険者で割っています。それで、この利用料につきましても、やはり支援の必要な分については十分使っていただく、それによって暮らしを成り立てるということでございますので、基本的には国の介護保険制度にのった中での実施をということを原則にしております。

以上です。

議長（秋田裕三君） 14番、山下由美議員。

14番（山下由美君） 先ほど福祉部長が答えてくださったんですが、やはり市長も同じような考えなのではないでしょうか。実際に近隣の自治体で、福崎町において訪問介護と通所介護の利用料を半額助成しております。そして全国的にもそういったところはたくさんあります。先ほどの福祉部長のお答えと市長は同じですか、お答えください。

議長（秋田裕三君） 福元市長。

市長（福元晶三君） 冒頭の御答弁を申し上げたとおり、現行の制度に十分寄りながら、市としての考え方を整理して、今やっているところということでありまして、近隣市町の中では幾らかやっておられるところもありますし、全国的にも承知しております。ただ、今申し上げたとおり、宍粟市としては現状の制度にのって軽減も含めて実施をしていきたいと、このように考えております。

議長（秋田裕三君） 14番、山下由美議員。

14番（山下由美君） あまりにもちょっと市民の生活を現実に見ておられない御回答で、もう非常に残念ですので、次に進みます。

続いて、外出支援サービスの充実をについて再質問させていただきます。

もともと外出支援サービスは、福元市長も先ほど言われたように、よく御存じのとおり、合併前の山崎町で住民の要求によりつくられたものであります。

そして、その当時のサービス内容なんですけれども、外出が困難な高齢者及び障害者ということで、障害者手帳の等級に関係なく、身体障害者手帳の交付を受けた方、療育手帳の交付を受けた方、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方、また介護保険の要支援・要介護認定者、80歳以上の高齢者、その他市長が特に認めた者、これが利用対象者でありました。

また、利用回数は年192回、現在の2倍の枚数でありました。利用料は5キロ未満が100円、5キロ以上から10キロまでが300円、10キロ以上が500円であります。そして、運行範囲が自宅と医療機関、在宅福祉サービス、介護予防、地域支え合い事業を提供する場所との間及び尾崎病院との間、公共機関、公共施設ということでありました。

ところが、これが合併後、外出支援サービスを利用する人たちの意見を聞かずに、行政側の判断でサービス内容が変えられてきております。私は利用者の皆さんの意見を聞くようにと、この間何度も要求しておりますが、市当局のほうはそのような意見に耳を傾けてくださることはなく、早くも来年度以降の外出支援サービスの見直しについてのお知らせを対象者に送っておられます。

これは利用対象者の削減とか、料金の値上げというような変更でありますけれども、このために現場では一部混乱を招いております。なぜ利用者の意見も聞かず、このようなことをされるのか、お尋ねいたします。

議長（秋田裕三君） 浅田健康福祉部長。

健康福祉部長（浅田雅昭君） 冒頭市長からの御答弁もありましたように、今回の見直しについては公共交通の実施、いわゆる空白地の解消も含めた実施でございます。

御存じのように、現在行っております外出支援サービス事業につきましては、公共交通があれば公共交通を利用できる方も公共交通がない現状において、乗れる方も公共交通がございませんので、外出支援サービスで今実施しております。ですから、今度、公共交通を再編する中で空白地も解消し、公共交通を実施しますので、乗れる方についてはそちらの公共交通を御利用いただきたいということでお示しをしております。

ただ、なお各それぞれ見直しにつきましては、急に見直しをこうしますということ言えば、利用者、市民の方が非常に混乱をされますので、予定としてそれぞれ議会にもお示しし、それぞれが早くお示しする中で、将来的にはこういう形で運行をさせていただきたいということで、利用者の方に事前に御通知をしたところでございます。

今回のことにつきましても、やはり広く当然利用者の方、市民の方々、多くの方々に理解と御協力をいただく必要がございますので、その点につきましては十分対応もとっていく必要があるというふうに思っております。

以上でございます。

議長（秋田裕三君） 14番、山下由美議員。

14番（山下由美君） 利用者の意見も聞かずに、見直し内容を直接郵送するというような方向は、本当に現場の混乱を招きますので、今後気をつけていただきたいと思います。

また、先ほど公共交通のお話が出ましたが、平成28年度から公共交通が再編されて市バスが市内を走ることになります。先日の総務文教常任委員会の説明によりますと、この市バスは障がいのある方が利用できる仕様になっていないというふうなことでありました。そして、また料金設定においても、外出支援サービスのほうが高いという設定になっておりますし、外出支援サービスには利用回数にも制限があるということになっております。

私は、障がいを持つ方が外出支援サービスと市バス、どちらを利用するか、障がいを持っておられる方が選べないというような、このような状態は障害者の権利に関する条約の第20条、個人の移動を容易にすること、障害者自身が自ら選択する方法で、自ら選択する時にかつ負担しやすい費用で移動することを容認すること、この項目に違反しておると思います。

この障害者権利条約では、このように合理的配慮を否定した場合、差別というふうに明確に位置づけておりますので、このような公共交通が障がいを持つ人が利用できないものであるのは差別に当たると思います。市長はどう思われますか。

議長（秋田裕三君） 清水副市長。

副市長（清水弘和君） 公共交通も兼ねまして私のほうが担当しておりますので、お答えを申し上げたいと思います。

まず、バスの形態でございますが、障がいをお持ちの方ができるだけ乗ってもらいやすい、これは当然でございます。ただ、どこまでの対応ができるか、車椅子の設備をつけるとか、いろんな課題もございます。そういったところで、現在思っておりますのは運転手の介助、または乗っていただく方々の相互の思いやり、そういったことも当然地域の介助に繋がるんじゃないかなとこのように思っております。

また、ドア・ツー・ドアの関係から料金のこともやっぱりそこで費用負担の面も通常の公共交通をあわせて検討した結果でございます。

さらに、先ほどございました対象者の方の御意見を聞くべきであろうと、これも公共交通の中で聞いたつもりでございます。これまで医療機関とか市役所に限定しておりました外出支援サービスを買い物でありますとか、また文化活動への参加、そういうようなことも今回から対象に意見を聞いて広げたというようなこともございますので、その都度その都度よりよい方向に市長の判断を仰ぎながら進めてまいりたいとこのように思っております。

議長（秋田裕三君） 14番、山下由美議員。

14番（山下由美君） 私はやはりどのような障がいがあっても、公共交通に乗りたいたいと思えば乗れる、そのような市バスでないと、市バスが走れないと障がいのある方に対する差別に当たると思います。

そして、その本当に利用料金なんですけれども、市バスは一律200円で、外出支援サービスを利用した場合には、タクシー料金の片道4,000円未満は500円、それから、また4,000円以上は利用料片道1,000円というふうな本当に高い値段で払わないと利用ができません。それから回数も市バスだと乗りたいたときに何度でも乗れます

けれども、運行している間乗れますけれども、この外出支援サービスだと回数がどんどん減らされて、年96回、申請月からの月数掛ける8回、96回というような本当に限られた回数しか乗れません。

この辺は本当に改善してもらわないと、障害者の権利に関する条約違反ということで、宍粟市というのは本当に住民の福祉に対して何も考えられないところなんだなというようなことになると。それから、障がいのある人たちも本当に怒られると、怒られると私は思いますので、しっかり対応し直してもらいたい、そのように思います。いかがですか。

議長（秋田裕三君） 福元市長。

市長（福元晶三君） 私もいろいろ障がいをお持ちの方と来ていただいて、いろいろお話もさせていただきました。議員御指摘のように、決して宍粟市のこの公共交通を含めたことが、今おっしゃるようなことではないと私は思っております。

当初のできたこともよく存じ上げておりますが、特に公共交通というのは、非常に大きな規制がありまして、その規制緩和も含めてこの10年大きく変わってきて、ようやくお示ししているような市民の足の確保ができつつあるだろうと。しかしながら、これも100%ではありませんので、多分委員会でもいろいろお答え申し上げておるんじゃないかと思うんですが、来年4月でありますけれども、できるだけ早い段階でやることによって施行する中で、課題を解決していき、そのことのほうがいいんじゃないかという方向で、できるだけ早く実施をしていきたいと。

特に空白地、あるいは買い物、足の確保、これからの高齢化時代、そういったことできめ細かな公共交通のサービスを提供していきたいと、このことは考えておるところであります。

しかしながら、この外出支援サービスにつきましても、今副市長が御答弁申し上げたとおりであります。現実問題として、今先ほどおっしゃった96回、8回あります。個別にその人に応じて、場合によっては具体に対応していきましょと、こういう話もしておるんじゃないかと思っておりますので、押しなべて100何回というのはなかなか厳しい現実があります。したがって、私は外出支援サービスもせっかくこういうここまで積み上げてきたものを持続可能とこういうことについては、私どもとしては鋭意努力しなくてはならないと、このように考えておりますので、とりあえず当面実行する中で課題を見つけ、その中から解決に向かって市民の本当の足の確保ということに順次進めていきたいと、このことには変わらないところであります。

また、あわせて冒頭申し上げたとおり、いろいろ説明を特に障がいをお持ちの方々やいろんなところで関係団体にもお集まりいただいて、十分この中身を御説明して理解を得る中で、要は多くの方々に利用していただかないと、どうもならん制度でありますので、そういう視点で今後進めていきたいとこのように思います。

議長（秋田裕三君） 14番、山下由美議員。

14番（山下由美君） 本当によろしくそういうふうに市バスを走らせることができたということで、やはり、本当によいものにしてもらいたいし、どんなに御高齢になられて障がいを持たれても乗ることができる、やはり外出支援サービスを使うか、公共交通、市バスを使うか、どちらもが選べるようなサービスにしていかないと、乗る方がだんだんだんだん減っていったら、本当にみんなが利用したいサービスにはならないんじゃないかなと、私は心配しているんです。そういう点からここまで頑張ってきたんですから、そんなに急がずに時間をかけて、みんなの意見を聞いて進めていかれるのがいいんじゃないかなというふうに私は思っております。

そして、続いて現在の外出支援サービス、これが利用者が利用したいサービスから離れていく原因、これを少し私は考えてみたんですけれども、やはり現在の外出支援サービスの方式、そのタクシー料金の差額を市が負担するという方式では、やはりどんどん費用が膨らんで、予算を削減するために利用者が利用したいサービスから離れていく、こんなふうに私は思います。

この旧山崎町の外出支援サービスが始まったころ、市長御存じだと思いますけれども、業者に車両を貸し出して、委託料を払う、こういった方式で始まっております。2007年の3月議会において、みんなで作くり上げたこの充実した旧山崎町の外出支援サービスを全市に拡大したら費用は幾らかかるかと私が一般質問を行っております。そのときの当時の福祉部長の回答が、「全市に拡大した場合の試算については、山崎のタクシー方式で試算すると、委託料が約2,300万円、車両購入費として1,400万円、合わせて3,700万円となります。市の社会福祉協議会の助成分を600万円と仮定して計算をすると4,300万円になります。」という回答でありました。

これを考えてみますと、現在のおおよそ半分の予算でみんなが本当につくり上げた外出支援サービスを実現できるのではないかと、私は思うんですけれども、このことに対して、市民が望むサービスを実現することは不可能ではないのではないかと思います。市長はどのように思われますか。

議長（秋田裕三君） 福元市長。

市長（福元晶三君） 大きく2点のように思うんですが、1点目の考え方の中でい

るいゝ議論を尽くして、さらに議論をして実行しなさいとこゝういふことを、私はと  
いっておっしゃったんですが、私はこれまで合併して10年、特にこの公共交通のあ  
りようについては大きな課題で、議会からもいろいろ御提言をいただいて、一日も  
早くということがありましたので、まず、私はできるだけ早くやって、やる中で当  
然課題もはっきり見えてきますので、そのこともしながら、まずさせていただきた  
いと、このことが肝要、今の段階では肝要かなと思つています。

2点目の外出支援サービスは、今1億何がしの費用を投入して、現状の制度でや  
つております。これは決して持続するわけではないと、このように思つておりまし  
て、非常に財政的にも厳しい状況、このことも承知しております。

ただ今、タクシー業者さんとのこれまでの経過の中で、今日はまだその方法をと  
つておるところであります、いつまでもこの方法ではというように私も思つてお  
りますので、だんだん規制も緩和されておりますので、よりよい外出支援サービス  
の提供ができるように、今後いろいろ研究を重ねていく必要があるだろうと、この  
ように思つております。

議長（秋田裕三君） 14番、山下由美議員。

14番（山下由美君） 私も一部タクシー業者の方にもお話をしましたけれども、  
その委託の方向でもいいんじゃないかというふうにも言われているところもありま  
すし、やはり、もう一度しっかりとタクシー業者のほうにも問い合わせしてもらい  
たい、何と言つてもやはり利用者が利用できると思いますか、利用者が望む外出支  
援サービスの実現というところが、やはり市長としては一番考えなければならない  
ところではないかと私は思いますので、そここのところをしっかりとお願いしたいと思  
います。

それと、何度も言いますが、今度走ります市バスにおいても障害者の権利条約違  
反、差別というようなことにならないように、しっかりと考えていつてもらいたい  
と思つます。

これで質問を終わります。

議長（秋田裕三君） これで、日本共産党宍粟市会議員団、山下由美議員の代表質  
問を終わります。

会議の途中ですが、休憩をとりたいと思つます。

午後2時20分まで休憩をとります。

午後 2時07分休憩

午後 2時20分再開

議長（秋田裕三君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

続いて、創政会の代表質問を行います。

通告に基づき発言を許可いたします。

12番、高山政信議員。

12番（高山政信君） 12番、高山です。議長より発言の許可をいただきましたので、創政会を代表して大きく4点についてお伺いをいたします。

1点目は、農林業、商業、観光振興についてであります。

2点目は、自治会組織について。

3点目は、高齢者福祉施策について。

また、最後に、戦後70年についてであります。

冒頭に質問の場をお借りいたしましてお礼を申し述べたい。

平成25年9月定例会におきまして、私たち創政会が岐阜県下呂市に農業関係の視察をした際にいただきました資料の中にございました小学生向けに出されている「飛騨地方の農業」といった本を御紹介をさせていただきました。それらを参考にして穴粟市の方に農業に関心を持ってもらえるような副読本の作成を御提案いたしたところ、このたび誰が見てもわかりやすい「畑の教科書」を作成していただきました。市長メッセージにも御紹介していただいておりますが、さらに農業に関心を持っていただけるものと思います。スピード感を持って取り組んでいただきました関係者の皆様方にお礼を申し上げます。そのことも含めまして質問をいたします。

最初の質問は、農林業、商業、観光振興についてお伺いをいたします。

1点目、農林業、商業の担い手、後継者の把握と農業の6次産業化への支援強化に対する取り組みとこれまでの実績について。

2点目、6次産業化に取り組むためには、農協、企業などの支援が不可欠であると思うが、関係機関などへの働きかけを伺います。

3点目、農産物の販売ルートの確保と拡大が生産基盤の強化に繋がると思うが、どのような施策をお考えか伺います。

大きく2点目です。自治会組織についてであります。

1点目、全国的にも自治会加入者は減少し、地域活動が弱体化している現状であります。自治会組織は地域住民のコミュニティーの形成を図ることはもちろんではございますが、災害時の活動、防災、防犯、ごみなどの環境、住民の見守り、特にお年寄りなどの福祉、地域における諸問題の解決に取り組んでいただいております。

今後における加入促進に繋がる取り組みと活動支援についてお伺いをいたします。

2点目、地域に眠る文化、観光資源の掘り起こしを住民に喚起し、行政としてのかかわり、地域の協力、それぞれの立場で取り組むことにより地域での一体感の醸成に繋がると考えるが、現状はどうなっておるのか、また今後の考え方を伺いをいたします。

大きく3点目でございます。高齢者福祉施策について。

ひとり暮らしや夫婦だけの高齢者の世帯が増加をしております。住みなれた地域、自宅において生活をしたい気持ちは誰しも望むところでございます。認知症、要支援の人たちが生活していくには、さまざまな支援が必要でございます。その点について伺いをいたします。

1点目、老老介護、認知症などの実態は把握できているのか。

2点目、見守りと支援の現状と課題について。

3点目、元気な高齢者もたくさんおられることから、活躍の場として上記の方々の支援をコーディネートする仕組みを考えてはいかがか。

4点目、合併算定替えが終了して交付税の一本算定へ移行してくるが、高齢化の進行がもたらす影響とその対策について伺いをいたします。

最後になりますが、4点目、戦後70年についてであります。

宍粟市においても合併10周年など節目の年に当たり、各種記念事業が計画されております。戦後の平和な時代が恒久に続くことを願うとともに、改めてその思いを深めるいい節目と思うことから、記念行事の中に宍粟市としての思いを発信してはどうですか。また、教育長には平和について、子どもたちにさらに学習してもらう機会を増やすべきであると思っておりますが、いかがでしょうか。

以上でございます。よろしくお願いを申し上げます。

議長（秋田裕三君） 高山政信議員の代表質問に対し、順次答弁を求めます。

福元市長。

市長（福元晶三君） 創政会代表の高山議員さんの御質問に御答弁申し上げたいと思います。

大きく4点いただいておりますので、中でも細かくありますので、できるだけ簡潔に御答弁させていただきたいと思っております。

冒頭ありましたとおり、「畑の教科書」につきましてもいろいろ御提言をいただきまして、ようやく完成の運びとなって配付させていただいております。多くの方々に希望がありまして、大変ありがたいことだと思っております。

1日の放送でも申し上げましたとおり、JAハリマさんのこれまでの長年のノウハウの積み重ねによりまして、多大な協力をいただいてああいう形になりました。今後、さらにまたいろんな手を加えながら市民の皆さんに畑に親しんでいただく、こういったことも考えていきたいと思えます。ありがとうございました。

そこで、1点目の農林業、商業、観光の関係について、特に3点であります、1点目につきましては、農林業、商業ともに担い手は減少しておるところでありまして、この課題が非常に重要であると、この解決が重要であるこのように認識しており、担い手や後継者育成は欠かすことができないであろうと、このように考えております。そういう意味で、今後、担い手育成に積極的に進めていきたいと、取り組んでいきたいと、このように考えております。

2点目の6次産業であります、平成26年度におきまして、搾汁機を新たに導入しまして、みなみ波賀でブルーベリーの加工等々をさせていただいております、聞いておりますと、ブルーベリー140キログラムを搾汁して、市外の加工会社へ出荷する、こういう状況で取り組みをさせていただいております。

そういう意味では、JAさんとも十分協力をいただいて、その6次産業に取り組んだところではありますが、今後、JAさんとも十分連携をしながら、あるいは定期的な情報交換等を行いながら、6次産業化を推進していくことが重要であるこのように考えておりまして、今後さらに進めていきたいと、このように思っております。

あわせて販売ルートの確保と拡大の関係であります、本年度、特に集荷場を市内全域に複数設置をして、市内を巡回する集荷ルートの構築を図ってまいりたいとこのようにして今進めておりますが、いわゆる産直システムをさらに拡大して都市部の直売所であったり、団体との連携をする中で販路の拡大をさらに進めていきたいと、このように考えております。

2点目の自治会組織の関係であります、自治会活動というのは、市といわゆる車の両輪のごとく、それぞれ地域を進めていかないと、このように考えておるんですが、魅力ある自治会づくり、あるいは自治会活動の活性化、あるいは元気な地域づくりのために、今、各種支援を行っておるところではありますが、今後、さらに工夫をしながら自治会とも協議をしながら検討を加えていきたいと、そのことがさらに自治会の活性化に繋がってくるだろうとこのように考えております。

また、先般の連合自治会の総会でも、朝来市の事例をとっているんですか、そういったものを講師を招いて研修をしていただいたわけではありますが、地域おこし協力隊

の派遣についても、自治会あるいは地域活動の支援の一つでありますので、今後、さらにこのことを整理しながら、具体的な活動も煮詰めながら、この地域おこし協力隊の推進をしていきたいと、このことが地域の活性化に繋がっていくものであろうと、このように考えております。

2点目の自治会の文化の関係であります。文化や観光などの資源の活用については当然であります。ある意味、地域資源の掘り起こしについても既に地域によってはいろんな冊子にまとめられたり、工夫されたり、あるいは長年継続されている活動もなされておりますが、引き続き市民の皆さんの参画を得ながら、あるいは協働による市民自治というんですか、そういった実現に向けて情報の共有を図りながら、また連携しながら、地域づくりを行っていきたいと、このように考えておりますし、そのための支援もしてまいりたいと、そのことが重要であろうとこのように考えております。

3点目の高齢者福祉の施策の関係であります。大きく4点御質問いただいておりますが、老老介護、あるいは認知症等の実態把握の関係であります。高齢者のひとり暮らし、二人暮らし世帯を中心に、市の調査員が定期的に訪問するとともに、介護保険サービスを利用されている方については、ケアマネジャーにより概ねの状況は現在把握できておると、このように考えております。

次に、2点目の見守りと支援の現状であります。認知症の方への対策として関係機関による見守りであるSOSネットワークの構築やGPS端末の貸与などの環境整備を進めてまいりました。課題としましては、行政の支援だけでは十分な対応は難しい、こういうことから日ごろの見守りや声かけなど、地域の皆様に支えていただく、このことが大切であろうと、このように考えております。

3点目は、提案をいただきました元気な高齢者の方に活躍していただくこと、これは支え合いや生き生きとした暮らしにおいて非常に重要であると、このように考えておまして、そのような場所づくり、あるいは仕組みづくりを積極的に進めたいと、このように考えております。

4点目の財政との関係で非常に難しくなるのではないかと、影響はと。こういうことではあります。今後、高齢者人口が増加し、医療費と介護給付費の大幅な増加が見込まれることから、これに伴って保険料の引き上げや市の財政負担の増加が当然見込まれるわけであり。したがって、元気な高齢者がますます増えられることを目指して、現在も実施しておりますが、いきいき百歳体操などの介護予防事業の取り組みを積極的に進めることが重要であると、このように考えております。

これらの高齢者の方々への施策、あるいは高齢化への影響への対応策として、市民の皆様が地域で安心して生活できる、いわゆる地域包括ケアシステムの構築を今進めておりますが、さらに協議をしながら、できるだけ早くその構築を進めていきたいと、そのことが大事であろうと、このように考えております。

最後に、戦後70年ではありますが、思いを市長、発信してはとこういうことでありますが、平和への祈り、命の尊さを次世代に継承していくことは非常に重要であると、このように考えております。今、私たちが平和についてややもすると意識することなく何げなく暮らしている、こういう状況ではありますが、日ごろのスポーツでありますとか、あるいは芸術、あるいは各人がそれぞれの趣味や日々の生活を楽しんでおる、あるいは明日を夢見て生きていける、これこそ平和であるからこそと、このように私自身は考えております。

宍粟市は、合併後の平成22年に核兵器廃絶平和都市宣言を行ってありまして、合併10周年となるこの機に平和の理念を市民へ発信していくことも非常に重要であると、このように考えております。

そこで、来る8月に戦後70年事業として、山崎文化会館におきまして、全国平和首長会議に参加している宍粟市としても、その会議の推薦をしております映画であります、「アオギリにたくして」という題名であるわけではありますが、それを上映することとしております。内容は、広島で被爆された方が語り部として生きておられる姿、平和へのその方の思いを記され、壮絶な人生を歩まれた女性のその軌跡を実話に基づいた物語であります。平和学習とあわせて実施をして、市民への平和意識の普及や啓発に努めることとしております。

以上、簡単ではありますが、大きく4点の御答弁とさせていただきます。

議長（秋田裕三君） 西岡教育長。

教育長（西岡章寿君） 高山議員の平和学習の推進にということにつきまして、お答えさせていただきます。

本市の小中学校では、社会科等の教科、それから道徳、さらには総合的な学習の時間におきまして、戦争についての学習を進めてありまして、平和を愛する心を育てていきたいということで、実践を行っております。

また、修学旅行で中学校の場合、沖縄とか東京に出かけているわけですが、その中では旅行中に平和学習のコーナーを設けまして、現地で戦争の跡地を見学したりとか、また東京などでは大空襲についての語り部からのお話を聞くなど、そういう機会を持っている学校もあります。

今年は、御案内とおり戦後70年という節目でありまして、日本は第2次世界大戦後、二度と戦争の惨禍を引き起こさなかったという本当にすばらしいということ、また、平和を守るためにいろいろと努力されてきた先人の尊い歩み、これらを支えるためにも、今後さらに平和学習について充実させた取り組みをしていかなければならないと思っているところであります。

以上でございます。

議長（秋田裕三君） 12番、高山政信議員。

12番（高山政信君） それでは、再質問をさせていただきます。

ただいま市長、教育長のほうより御答弁をいただきました。

まず最初に、農業問題について市長のほうから答弁をいただきました。大変農業問題について、やはり減少しているというようなお話でございますし、さらに取り組んでまいりたいとこういう話でございますけれども、やはり、担い手が不足するということは、大変魅力がそれだけないのかなとこのように思っております。そういった意味で、若者が外へ流出していくということであろうかと思うんですけれども、私もこれまでも何回も農業問題については取り上げさせていただきました。一向に明るい兆しが見えてこないというのが、私の感想ではないかなと思うんですけれども、やはり、遊休農地が増えていくのかどうか、そのあたり産業部長、いかがでしょうか。

議長（秋田裕三君） 中岸産業部長。

産業部長（中岸芳和君） 先ほどの質問につきまして、まず、遊休農地が増えてくるのかということにつきまして、遊休農地につきましては、市のほうとしましては、現在、全農地の13%程度が遊休農地というふうに把握しております。ただ、この数字を減らすということが私たち行政にとっての使命であると思っております。そのためには、やはりいろんな作物をつくるということについて研究を重ねて、農家の皆さん、また集落営農をされている方々に対して、いろいろと啓発のほうを進めていきたいと、そのように考えております。

議長（秋田裕三君） 12番、高山政信議員。

12番（高山政信君） ただいま産業部長のほうからお答えをいただきました。先般9日の新聞に、養父市で大手の器具メーカー、ヤンマーさんが、また製本メーカーのナカバヤシさんがにんにくの栽培をしておるという話が出ておりました。

本当にあそこは特区ということで、いろんな制約というんですか、そういったことが外されるということで、いろいろとこう企業も取り組みやすいんかなと思うん

ですけれども、そういった大手企業さんが入りやすい環境づくりというのが大事ななと思うんですけれども、もちろん営農組合、組織を立ち上げるのも大事なんですけれども、やはり、よそへ投げかけていって、企業さんに介入してもらおうということも一つ方法じゃないかなと思うんですけど、そのあたりいかがでしょうか。

議長（秋田裕三君） 中岸産業部長。

産業部長（中岸芳和君） 外部からの当然企業等についての進出というのも必要であると考えております。

とりわけ近隣でございましたら、神姫バス等についても農業関係を行っているというふうに聞いております。このようなことにつきまして、当然、地域の農地は地域で守るんだという基本がございますけれども、市としましても、やはりいろんな力を借りてやっていきたいと、そのように思っております。

議長（秋田裕三君） 12番、高山政信議員。

12番（高山政信君） 先ほど御紹介させていただきました「畑の教科書」ということで、先ほど市長のほうから注文が増えているという話をお伺いをいたしました。私もお聞きをいたしました。このチャンスに「畑の教科書」を見ながら、畑デビューというんですか、畑デビューをしてみたいなという人が2、3人おられました。そういったうれしい声も聞こえてまいったわけでございます。

いかがでしょうか、これをチャンスに農作業というのをライフスタイルにできるまちづくり、何かこう絵にかいたようなことを言っているんですけれども、農作業をライフスタイルとしてできるようなまちづくりというのが、宍粟市に行ったらどこでもここでも田んぼしよってや、畑しよってやなというような、やっぱりそういった田園風景も一つのふるさとづくり、まちづくりじゃないかなと思って、ちょっと提案をさせていただいておるんですけれども、それによってやはり、いわゆる市長がよくおっしゃる観光農園とか交流人口の拡大にも繋がるんじゃないかなと、このように思っておりますし、例えば、この本をきっかけにデビューをしていただいて、例えば一人が1アール、1畝をつくってもらおうとして、10人おれば1反、100人おれば1町、1ヘクタールということになるんで、先ほど産業部長のほうから遊休農地の話がございますけれども、少しでもこういったことの軽減に寄与できるんじゃないかなと思って提案をさせていただいておるんですけれども、これについてせっかく立派な本をこしらえていただいたんですから、市長のほうからお答えいただいたらありがたいかなと思います。

議長（秋田裕三君） 福元市長。

市長（福元晶三君） 「畑の教科書」については、巻頭文で書いておりますとおり身近にできるだけ畑に親しんでいただいて、ますます元気になっていただけたらなというのが一つは大きな狙いであります。

ただ、これからの活用については、先ほどおっしゃったようなことも含めて、都市の方がお越しになったときに、畑とあるいは空き家と、そういったことの関連で初めてなされる方にといいことでありますが、今後そういったことの活用も必要じゃないかなとこのように思っています。

ただ、今現在も観光農園でありますとか、あるいは営農組合あるいは株式会社、あるいは人・農地プランに向けての準備をなされておったり、それぞれ地域によって自分たちの農地を守ろうという動きもあります。したがって、そういったものとも連動しながら、さらにまた遊休農地をどうやっていくかということについては、かねてより申し上げておりますとおり、宍粟北みどり公社がありますので、それは北部の山頂をエリアとしておったわけではありますが、たまたま私が理事長をしておりますので、今、理事会のほうにも問題提起をして、何とか宍粟市全域をカバーできる農林公社になれないかとかいうことについて、今議論していただいております。場合によって、その公社がそういう役割を担うとすれば、後継者の育成であったり、農地の保全であったり、そういうこともなりますので、あわせもってそういったことを検討していきたいとこのように考えます。

議長（秋田裕三君） 12番、高山政信議員。

12番（高山政信君） 先ほど市長のほうから、やはり、農家の方々は作物をつくるすべはかなり御存じで、つくっていただいておりますけれども、やはり、流通ルートをなかなか確保できないという、そういったノウハウを持ち合わせておりません。集荷して回って販売するんだという話もあるんですけれども、そのあたりしっかりと基礎づくりというのか、そういったことをしていただきたいんですけど、これについては部長のほうからお伺いいたします。

議長（秋田裕三君） 中岸産業部長。

産業部長（中岸芳和君） 集荷ルートにつきましては、冒頭に市長のほうから答弁しましたように、集荷場を市内全域に複数設置して巡回するルートをつくるということは今現在考えております。

ただ、やはり集荷したものがいろんなところで都市部で販売できないと、やはり農家の方々の生産意欲等も湧かないことも十分承知しておりますので、当然、その集荷を実施していただく業者等とも十分協議を重ねながら、売れる商品とはどんな

ものか、またこういうところへ出せば売れるん違うかということで、順次集荷場所も含めると同時に直売の形態を考えていきたいと、そのように考えております。

議長（秋田裕三君） 12番、高山政信議員。

12番（高山政信君） 次の質問に入らせていただきたいと思います。

自治会組織の強化ということで、質問をさせていただきました。

本当に自治会組織の弱体化ということを言われておるんですけれども、ある自治体なんですけれども、自治会組織へ加入を呼びかけるために、住民は自らが地域住民の一部であることを認識し、自らが居住する地域の町会、自治会に加入するよう努めるものとするといった条例まで制定している自治体、宍粟市にはなかなか当てはまらないんじゃないかなと思うんですけれども、そういったことをして加入促進に努めておるといった自治体もございますし、また、転入、転居された方に、自治会に入った方にある程度の2,500円ぐらいの生活支援グッズといったものも提供して、少しでも自治会に加入していただきたいといったような、そういった取り組みをされております。本当に宍粟市の中にも、やはり人口減が拍車がかかっておりますし、地域によっては力が弱体化して合併せないかのじゃないかなというような地域もあるわけがございます。そういった地域の方の意向も聞いて、少しでもやはり市域の強化、基盤づくりができたらなと思っておりますので、またそのあたり、まだそこまで降りかかってきていないかなと思うんですけれども、そういったことがあると想定して、自治会加入について何か施策があったらお聞きしたいんですけど、いかがでしょうか。

議長（秋田裕三君） 坂根まちづくり推進部長。

まちづくり推進部長（坂根雅彦君） 加入促進の話でございますので、私のほうから答弁をさせていただきたいと思います。

特に今、御指摘のとおり、それぞれ加入をしないという方が増えてきているということにつきましては、自治会長さんのほうから耳に入ってきているというところはございます。それぞれ自治会長さんのほうで御苦勞をいただきながら、地域のコミュニティづくりというところについての取り組みをそれぞれ鋭意努力をいただいているところであります。

ただ、加入促進というものは1 + 1がなかなか2にならないということが常なのかなというふうに考えております。阪神・淡路大震災だったり、あるいは東日本大震災でも、災害時の地域のコミュニティというのは非常に復興・復旧に役立っていた、促進されていたという教訓もございます。

そういった部分で地域コミュニティを大切にするとということに、我々も傾注していかねばならないだろうというふうに考えています。具体的な方法ではございませんが、今御提案されました条例化とか、そういうことについては現状考えておりませんが、地域の地域づくりを地域に寄り添いながら支援をしていくと、そういう中でコミュニティが大切なんだなという機運を地域全体に広めていくことが、一つの加入促進に繋がらないのかなと、そんなふうな思いを持って今後進めていきたいというふうに考えます。

議長（秋田裕三君） 12番、高山政信議員。

12番（高山政信君） 少し、ある自治体といったほうがいいのかと思うんですけども、これは職員の話なんですけれども、職員の方々、例えば宍粟市だったら150余りの自治会がございますけれども、その自治会を職員の方々にそれぞれ一人ずつ担当ということにして、それぞれが自治会長さんが少し相談事があったらその職員の方々に相談するとか、いろんなアドバイスを受けるとかといったようなことを考えている自治体もあるんです。

ところが、一つ問題点があるんです。職員の方たちに物すごい責任が降りかかってくるということで、なかなか職員の方々がオーケーが出なかったということもあったようですけれども、やはり過疎化が振興しておるということで、職員の方々も一生懸命やってみようということで取り組んだことでございます。もう少し宍粟市よりはコンパクトなまちでございますけれども、そういった取り組みもやはりやっているようです。

職員の方々、いろんな方々に御理解いただかなんたら、なかなかできないことかもしれないかもしれませんが、やはりそういった職員の方々の持つておられるノウハウを、やはり提供してもらおうということも一つの方法じゃないかなと思いますので、そのあたりいかがでしょうか。

議長（秋田裕三君） 坂根まちづくり推進部長。

まちづくり推進部長（坂根雅彦君） 今御指摘のありました地域と市役所を繋ぐ役割を職員が担っていくという御提案でございます。今もそれぞれ職員はそのことに努めていかないといけないというふうに考えておりますし、地域活動においてもそれぞれ職員は積極的にかかわるべきだというふうに思っております。

しかしながら、今おっしゃっていただいた仕組みについては、現状、一宮地域では地区の自治会のお世話をしておりますし、山崎の一部でもしておるというようなことがございます。そのようなことも含めて、今後どういうふうにあるべきかも含

めて研究をしたいと思います。

議長（秋田裕三君） 12番、高山政信議員。

12番（高山政信君） それでは、私、予算審議のときにおりましたので、少しそのときのことについてお尋ねをしたいんですけれども、実は、まちづくり推進部、まちづくり推進課で、地域の人に元気になってもらうということで、元気げんき大作戦補助事業がございます。そういった中で、少しハードルが低くなったんじゃないかなと、今年の内容を見ましたら、そういった思いがしたんですけれども、昨年度、平成26年度予算が2,500万円の予算があったんですけれども、今年度、平成27年度予算額が2,000万円ということで、500万円減ということで、少し人気がないのかなと思うんですけれども、申し込みがなければ減額せざるを得んのではないかなと思うんですけれども、この内容を見ましたら、大変内容的にはそこそこ書いてあるんですけれども、もう少しハードルを低くしたらなど。私は何を申し上げたいかといいますと、使い勝手がいいと、穴粟弁では使い勝手ええと言うんですけれども、使い勝手がいいやつ、そういった取り組みができないかなということを予算審議のときに言わせていただきました。

当然のことながら、市の公金でございますので、いろんな書類等の提出、それは当然でございましょうけれども、もう少し使い勝手のいい取り組みにしていけたらと思うんですけれども、そのあたりやはり本庁扱いというよりも、やっぱり各市民局裁量ができるようなシステムができないかなと思って、私常々思っておるんですけれども、そのあたりいかがでしょうか。

議長（秋田裕三君） 坂根まちづくり推進部長。

まちづくり推進部長（坂根雅彦君） 元気げんき大作戦につきましては、本年4月より内容を少し変えさせていただきながら、今御指摘のありましたように、使い勝手のいい制度にしていきたいという思いで、今回、改正をさせていただいております。

市民局枠というふうなお話もございました。常々本庁のまちづくり推進部と市民局の担当が十分に情報共有する中で、そのあたりを市民の皆さんに使っていただける状況をつくり上げていくというのが非常に大事だと思っております。そういう意味では、今も市民局との調整というところについて努めておりますし、市民局の思いもその中に、元気げんき大作戦の中に入れていけるような方法で今後検討していきたいというふうに思います。

議長（秋田裕三君） 12番、高山政信議員。

12番（高山政信君） 先ほど部長のほうからお答えをいただいたんですけれども、もちろん地域で元気をつけていただく、そういったてこ入れだろうと思うんですね。だから、そういった意味で、やはり地域の人たちがあまり重たいようなやっばり書類づくりだったり、いろんなことをするということがやはり少しハードルが高いのかなと思いますし、こういうことをしたいなあと思ったときに、すぐ予算化できるようなシステムでなかったら、やはりいけないんじゃないかなと思うんですけれども、そのあたり単年度予算で多分できるだろうと思うんですけれども、そのあたりもう少しやりやすい、使い勝手がいいと思えるようなやり方、もちろん単年度事業で終わらない事業もあるかと思うんですけれども、軽微な事業が中には含まれようかと思うんですけれども、そのあたりやはり各市民局サイドぐらいで決裁がおりるようなシステムづくりが望ましいんじゃないかなと思うので、再度その点。

議長（秋田裕三君） 坂根まちづくり推進部長。

まちづくり推進部長（坂根雅彦君） 現行の元気づけんき大作戦につきましては、選考委員さんによる審査を行っておりますので、今御指摘のありました決裁でということについては、現状ではそのシステムになっていないということをお理解をいただきたいと思います。

しかしながら、せっかくの基金の果実を活用しながら、地域の元気づけりに生かしていこうという予算でございますので、生きた予算になるように。今後も今ある御指摘いただいた部分についても検討しながら、書類の簡素化、あるいは仕組みの簡素化、そういったものもどこまでいけるのかも含めて検討したいと思います。

議長（秋田裕三君） 12番、高山政信議員。

12番（高山政信君） わかりました。それでは、先ほど市長のほうからいきいき百歳体操といったことも出ておりました。地域包括システム、我々も民生におりましたので、ある程度のことはわかっておるんですけれども、やはり地域包括システムの中には生活支援または介護予防に地域人材の活用ということをおうたっております。

やはり、元気な高齢者たくさんおいでになります。そういった方々のやはり生きがいということも大事な、そういったことが長生きの秘訣、秘訣というか、原点になるかと思うんですけれども、また、「畑の教科書」へ戻るんですけれども、「畑の教科書」、せっかくここに出ておりますし、先ほど農業に関してもお年寄り、いろんなノウハウを御存じだろうと思うんですけれども、やはりそういったことを積み重ねておられる方々に、先ほど産業部長もおっしゃいました、少し小遣い銭に

なる田んぼづくりというか、畑づくりというのが少し生きがいに通じるんじゃないかなあと思うんですけども、そのあたり市長いかがでしょうか。

議長（秋田裕三君） 福元市長。

市長（福元晶三君） それぞれ人には生きがいを持つには成就感を感じるということやら、ある程度実入りがあって、明日も頑張ろうといういろんな思いの方がいらっしゃると思うんですが、私は、「畑の教科書」もそうではありますが、いろんな意味で畑で作物をつくっていただいて、集荷場だったり、あるいは旬彩蔵だったり、あるいはJAさんだったり出していただいて、一定の手数料は要りませけれども、たとえばご銭でも晩酌代でも実入りが入れば、よっしゃもうちょっと頑張ってみようかいなと、こう思ってもらえるということもありますので、そういう仕掛けは非常に大事だと思いますので、今のその教科書はそういったきっかけになればなあと思うています。

議長（秋田裕三君） 12番、高山政信議員。

12番（高山政信君） 先ほど戦後70年ということで、本当に平和ということがいかに大事かということも市長もおっしゃっていただきましたし、また、教育長のほうから子どもの教育について語っていただきました。

昨日、ちょうど神戸新聞私どもにとっておるんですけども、その中で我がまち播磨というんですか、その面に戦争は人を殺すあかんと言った題ですね、宍粟市内の名前言っていいかわからんですけど、池上さん、波賀町の斉木の岩田さん、それから一宮町の上岸田の藤井さんというお三方が、70年を節目に同窓会を開かれたと。同窓会というのは、戦前これは学徒錬成場といったほうがいいのかと思うんですけども、そういったことで社のほうにそういった施設があったようです。そのときそこへわずか、そのときはこの方は本当に、僕もちょっと涙ぐんだんですけども、国民学校高等課2年、13歳でした。青年学校1年、15歳、いわば中学校の2年生、3年生ぐらいじゃないかな、高校も今だったらあるかも、15歳だったら高校生もいるんかもしれませんが、その方々がお国のために、やはりそういったまだまだ勉強もしたいし、遊びもしたいということですけども、やはりお国のためにそういった錬成場、命あるかないかわからないんですけども、そういったことで命を投げ出して行かれたということを語っておられます。

本当にこの方々は、やはり宍粟の思い、宍粟を少しでもよくしようと、宍粟の方々に役に立ったらなという思いで行かれたらと思うんですけども、そのあたり、やはりここで同窓会の中で、最後に語っておられます。厳しい訓練だったが、

その後の人生では苦勞を耐える力になった。若い人たちに戦争を語る機会があれば伝えていきたい。ということを書きに書かれております。是非とも教育長、小学生または中学生の方々に語り部、実際に同じぐらいの年代層の方々が、そういった鍊成場というんですか、そういった教育を受けられているということも、これは大事なことじゃないかなと、今ある平和はその方々によってあるんだということも、これ大事な教育だろうと思うんです。そういったことを是非ともこのお三方に図っていただいて、そういつて語っていただいたら実になる教育になるんじゃないかなと思いますんで、そのあたりよろしくお願ひしたいと思います。

議長（秋田裕三君） 西岡教育長。

教育長（西岡章寿君） 私もその記事見させていただいて、今言われた方の一人は私の隣の家のおっちゃんと言ったら失礼なんですけど、方なんですけども、よく昔から知っております。

今、言っていただきましたように、多分市内の学校等もこの記事を見ておりますので、本当に生きた証人として戦争の悲惨さにしろ、戦争の実態についても語っていただけるんじゃないかと思っております。是非語り部として大いに活躍していただいたらなと思っておりますし、もし知っていないようでしたら、校長会等でも紹介していきたいと思っております。どうもありがとうございました。

議長（秋田裕三君） これで、創政会、高山政信議員の代表質問を終わります。

議長（秋田裕三君） 以上で、会派の代表質問は終わりました。

本日の日程は終了いたしました。

次の本会議は、6月12日午前9時30分から開会いたします。

以上で散会いたします。

御苦勞さまでした。

（午後 3時04分 散会）